

# 藤沢市地域防災計画修正案 新旧対照表

序論  
第1部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
3	3	11	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>（1）関東総合通信局</p> <p>ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</p> <p><u>イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援</u></p> <p><u>ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出し</u></p> <p><u>エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施</u></p> <p><u>オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（5）東京管区气象台（横浜地方气象台）</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>（1）関東総合通信局</p> <p>ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営<u>に関すること</u></p> <p><u>イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること</u></p> <p><u>ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</u></p> <p><u>エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（5）東京管区气象台（横浜地方气象台）</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発<u>の努力</u></p>
3	3	13	<p>5 指定公共機関</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（5）東京ガス<u>ネットワーク</u>（株）</p> <p><b>※以降、上記の東京ガスネットワーク（株）の社名変更に関する修正を適用</b></p>	<p>5 指定公共機関</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（5）東京ガス（株）</p>
3	3	14	<p>6 指定地方公共機関等</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（6）神奈川中央交通東（株）藤沢営業所</p>	<p>6 指定地方公共機関等</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（6）<u>神奈川中央交通（株）</u>、神奈川中央交通東（株）藤沢営業所</p>
4	1	20	<p>4 気象</p> <p>本市は、相模湾に接しているところから暖流の影響を受け、比較的温暖で穏やかな気候であるが、平均気温は上昇傾向にあり、神奈川県では現状を上回る温暖化対策を取らなかった場合、21世紀末には、「滝のように降る雨」の</p>	<p>4 気象</p> <p>本市は、相模湾に接しているところから暖流の影響を受け、比較的温暖で穏やかな気候であるが、平均気温は上昇傾向にあり、神奈川県では現状を上回る温暖化対策を取らなかった場合、21世紀末には、「滝のように降る雨」の</p>

序論  
第1部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>発生回数が、約2倍に増加する予測が示されている。</p> <p>令和3年における、年間の平均温度は、<u>16.7</u>℃で、最も寒い1月で平均<u>5.6</u>℃、最も暑い8月で、平均<u>27.3</u>℃となっている。</p> <p>降雨量については、年間の総雨量は<u>1,797.3</u>mm（月平均<u>149.8</u>mm）である。9月の台風期には雨量が例年どおり多い。</p> <p>また、風向きについては、5月から8月にかけては南寄り、9月から4月にかけては、北寄りの風が卓越し、風速についてみると年間の平均風速は、<u>2.4</u>m/秒となっている。</p> <p>（消防年報 <u>2022年（令和4年）版</u>）</p>	<p>発生回数が、約2倍に増加する予測が示されている。</p> <p>令和元年における、年間の平均温度は、<u>16.6</u>℃で、最も寒い1月で平均<u>5.9</u>℃、最も暑い8月で、平均<u>28.3</u>℃となっている。</p> <p>降雨量については、年間の総雨量は<u>1,562.3</u>mm（月平均<u>130.1</u>mm）である。9月の台風期には雨量が例年どおり多い。</p> <p>また、風向きについては、5月から8月にかけては南寄り、9月から4月にかけては、北寄りの風が卓越し、風速についてみると年間の平均風速は、<u>2.6</u>m/秒となっている。</p> <p>（<u>2020年版</u>消防年報）</p>
4	2	20	<p>1 人口</p> <p>本市の人口は、令和4年4月1日現在で、<u>443,009</u>人（令和2年国勢調査を基準とした推計値）である。最新の統計では、県内では政令市に次いで、人口は4番目である。</p> <p>人口の増加傾向は昭和38年以降昭和46年までは、年間1万人以上の急増を続けてきたが、その後、落ち着きを見せているものの着実に人口は増加を続けている。</p> <p>世帯数は、<u>199,875</u>世帯（令和4年8月1日現在）で、一世帯当たりの人員は、2.2人で減少傾向にある。</p> <p>人口密度は、市全体では、<u>6,369</u>人/km<sup>2</sup>であり、地区別では、<u>明治</u>地区が<u>10,705</u>人/km<sup>2</sup>で最も高く、以下、<u>鶴沼</u>、辻堂、藤沢の順に続き、六会、遠藤、御所見地区の順に低くなり、御所見地区は<u>1,520</u>人/km<sup>2</sup>である。</p> <p>高齢化率は、令和4年8月1日現在、<u>24.46</u>%で約4人に1人が65歳以上である。また一人暮らし高齢者は、<u>16,583</u>人（令和4年8月1日現在）である。</p>	<p>1 人口</p> <p>本市の人口は、令和3年4月1日現在で、<u>438,895</u>人（H27年国勢調査を基準とした推計値）である。最新の統計では、県内では政令市に次いで、人口は4番目である。</p> <p>人口の増加傾向は昭和38年以降昭和46年までは、年間1万人以上の急増を続けてきたが、その後、落ち着きを見せているものの着実に人口は増加を続けている。</p> <p>世帯数は、<u>195,899</u>世帯（令和3年4月1日現在）で、一世帯当たりの人員は、2.2人で減少傾向にある。</p> <p>人口密度は、市全体では、<u>6,310</u>人/km<sup>2</sup>であり、地区別では、<u>鶴沼</u>地区が<u>10,430</u>人/km<sup>2</sup>で最も高く、以下、<u>明治</u>、辻堂、藤沢の順に続き、六会、遠藤、御所見地区の順に低くなり、御所見地区は<u>1,495</u>人/km<sup>2</sup>である。</p> <p>高齢化率は、令和3年4月1日現在、<u>24.5</u>%で約4人に1人が65歳以上である。また一人暮らし高齢者は、<u>14,204</u>人（令和3年4月1日現在）である。</p>

序論  
第1部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
4	2	21	<p>2 土地利用と建物</p> <p>(1) 概況</p> <p>平成27年度の都市計画基礎調査によると、本市の面積は6,951ha*1で、神奈川県全体の面積24万1,497haの2.88%を占めている。そのうち、農地や山林など自然的な土地利用は、<u>1,750.4</u> ha (25%)で、住宅、商業、工業、道路など都市的土地利用は、<u>5,200.6</u> ha (75%)である。</p> <p>市域全体が都市計画区域となっており、計画的に市街化を図る市街化区域は、4,754ha (68.3%)、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域は、2,202ha (31.7%)である。</p> <p>*1 但し、<u>平成31年</u>1月の国土交通省国土地理院公表の面積により、6,956haとなっている。</p>	<p>2 土地利用と建物</p> <p>(1) 概況</p> <p>平成27年度の都市計画基礎調査によると、本市の面積は6,951ha*1で、神奈川県全体の面積24万1,497haの2.88%を占めている。そのうち、農地や山林など自然的な土地利用は、<u>1,819</u> ha (26%)で、住宅、商業、工業、道路など都市的土地利用は、<u>5,132</u> ha (74%)である。</p> <p>市域全体が都市計画区域となっており、計画的に市街化を図る市街化区域は、4,754ha (68.3%)、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域は、2,202ha (31.7%)である。</p> <p>*1 但し、<u>2019年</u>1月の国土交通省国土地理院公表の面積により、6,956haとなっている。</p>
4	2	21	<p>3 交通</p> <p>(1) 道路</p> <p>本市内の道路延長は、令和3年4月1日現在で、国道約 <u>23.9</u> km、県道約60.4km、市道約 <u>1,331.7</u>km、合計約 <u>1,416</u>kmとなっている。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>本市における乗用車の保有台数は、乗用自動車が <u>117,150</u> 台（令和2年3月31日現在）、軽自動車（原付等を含む。）が <u>96,470</u> 台（令和2年4月1日現在）である。</p>	<p>3 交通</p> <p>(1) 道路</p> <p>本市内の道路延長は、令和3年4月1日現在で、国道約 <u>24.7</u> km、県道約60.4km、市道約 <u>1,329.9</u>km、合計約 <u>1,415</u>kmとなっている。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>本市における乗用車の保有台数は、乗用自動車が <u>116,501</u> 台（令和元年3月31日現在）、軽自動車（原付等を含む。）が <u>95,149</u> 台（令和元年4月1日現在）である。</p>
4	2	21	<p>(2) 鉄道</p> <p>本市内を走る鉄道は、営業路線で、東海道本線及び東海道新幹線（通過線）のJR2線と小田急江ノ島線、江ノ島電鉄線、湘南モノレール線、相模鉄道いずみ野線、横浜市営地下鉄ブルーラインの計7線が運行されている。</p> <p>主要駅の一当たりの乗車客数（令和2年度）は次のとおりである。藤沢駅は</p>	<p>(2) 鉄道</p> <p>本市内を走る鉄道は、営業路線で、東海道本線及び東海道新幹線（通過線）のJR2線と小田急江ノ島線、江ノ島電鉄線、湘南モノレール線、相模鉄道いずみ野線、横浜市営地下鉄ブルーラインの計7線が運行されている。</p> <p>主要駅の一当たりの乗車客数（令和元年度）は次のとおりである。藤沢駅は</p>

序論  
第1部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>3線合わせて、<u>149,118</u>人、辻堂駅は<u>44,189</u>人、湘南台駅は3線合わせて<u>60,770</u>人である。</p> <p><u>なお、令和元年度における主要駅の一当たりの乗車客数は、藤沢駅が3線合わせて、203,351人、辻堂駅は59,572人、湘南台駅は3線合わせて84,784人である。</u></p>	<p>3線合わせて、<u>203,351</u>人、辻堂駅は<u>59,572</u>人、湘南台駅は3線合わせて<u>84,784</u>人である。</p>
4	2	22	<p>4 社会構造</p> <p>(3) 危険物等の集積</p> <p>本市の工場及び研究所は、北部の工業団地と東海道沿線に集積している。各工場等では、多量の危険物が貯蔵又は取り扱われている。</p> <p>市内の危険物製造所等許可施設は、令和<u>4</u>年3月31日現在、<u>364</u>施設である。この施設のうち消防法別表第1の第4類の危険物（石油類）を取り扱っているものは、<u>356</u>施設で、全体の<u>97.8</u>%を占めている。</p>	<p>4 社会構造</p> <p>(3) 危険物等の集積</p> <p>本市の工場及び研究所は、北部の工業団地と東海道沿線に集積している。各工場等では、多量の危険物が貯蔵又は取り扱われている。</p> <p>市内の危険物製造所等許可施設は、令和<u>2</u>年3月31日現在、<u>374</u>施設である。この施設のうち消防法別表第1の第4類の危険物（石油類）を取り扱っているものは、<u>372</u>施設で、全体の<u>99.5</u>%を占めている。</p>

序論  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
1	2	28	図2-1 災害対策指揮本部組織図 本部副事務局長 危機管理課長	図2-1 災害対策指揮本部組織図 本部副事務局長 危機管理課長
1	3	29	1 地区防災拠点本部機能の充実強化 災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、地区防災拠点本部及び指定避難所、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）、福祉避難所（一次）としての業務の継続に支障をきたすことのないように、老朽化した市民センター・公民館庁舎の建替えを進めるとともに、非常用自家発電設備の整備、情報・通信システムの確保、物資の備蓄を推進する。また、津波浸水想定区域に位置する片瀬市民センター及び鶴沼市民センター、並びに洪水浸水想定区域に位置する藤沢公民館、村岡公民館については、津波災害時、あるいは洪水災害時には、他の公共施設等における代替機能の確保を図る。	1 地区防災拠点本部機能の充実強化 災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、地区防災拠点本部及び水害避難所、指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）、福祉避難所（一次）としての業務の継続に支障をきたすことのないように、老朽化した市民センター・公民館庁舎の建替えを進めるとともに、非常用自家発電設備の整備、情報・通信システムの確保、物資の備蓄を推進する。また、津波浸水想定区域に位置する片瀬市民センター及び鶴沼市民センター、並びに洪水浸水想定区域に位置する藤沢公民館、村岡公民館については、津波災害時、あるいは洪水災害時には、他の公共施設等における代替機能の確保を図る。
1	6	38	2 本部事務局職員の指名 (2) 災害対策本部運営職員 イ 任務 <略> (7) 本部運営班 災害対策本部の運営、避難に関すること及び被害状況・災害対応活動の集約等 (4) 情報集約班 各指揮本部・地区防災拠点本部、関係機関及び防災システム等からの情報収集等 (ウ) 情報配信班 防災行政無線その他の情報伝達手段・配信ツールによる災害情報の発信等  (エ) 連絡調整班 各指揮本部・地区防災拠点本部その他の庁内各課等への連絡	2 本部事務局職員の指名 (2) 災害対策本部運営職員 イ 任務 <略> (7) 本部総務班 災害対策本部の運営、避難に関すること及び被害状況・災害対応活動の集約等 (4) 情報収集班 各指揮本部・地区防災拠点本部、関係機関及び防災システム等からの情報収集等 (ウ) 情報配信班 防災行政無線その他の情報伝達手段・配信ツールによる災害情報の発信等  (エ) 電話交換班 災害時専用電話回線による災害対策本部への電話連絡の接続業務等 (オ) 連絡調整班 各指揮本部・地区防災拠点本部その他の庁内各課等への連絡

序論  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>調整及び情報配信等</p> <p><u>(オ)</u> 災害情報受信班 電話による市民その他の庁外からの情報収集等</p> <p><u>(カ)</u> 災害情報記録班 <u>災害情報管理システム</u>への情報入力等</p> <p><u>(キ)</u> 災害情報広報班 報道機関への対応及びホームページによる災害情報の広報等</p> <p><u>(ク)</u> 地番図検索班 災害対応が必要となった土地等に関する情報収集等</p> <p><u>(ケ)</u> 機動班 主に風水害時における排水ポンプの設置及び操作や降雪時における作業など、必要に応じた現場等での対応等</p>	<p>調整及び情報配信等</p> <p><u>(カ)</u> 災害情報受信班 電話による市民その他の庁外からの情報収集等</p> <p><u>(キ)</u> 災害情報記録班 <u>災害対応支援システム</u>への情報入力等</p> <p><u>(ク)</u> 災害情報広報班 報道機関への対応及びホームページによる災害情報の広報等</p> <p><u>(ケ)</u> 地番図検索班 災害対応が必要となった土地等に関する情報収集等</p> <p><u>(コ)</u> <u>防災システム操作班 災害対策本部のテレビ会議システム及びパソコン等の設置及び操作等</u></p> <p><u>(サ)</u> 機動班 主に風水害時における排水ポンプの設置及び操作や降雪時における作業など、必要に応じた現場等での対応等</p>
1	7	40	<p>各指揮本部は、各配備基準に基づく動員計画を定めなくてはならない。</p> <p>各職員は、災害ごとにあらかじめ定められた配備体制に従い、直ちに警戒活動又は応急活動を実施する。また、「災害対策における従事職員の指名基準」において、指名を受けている職員については、各々の活動拠点において、警戒活動又は応急活動を実施する。</p> <p>また、各指揮本部は、各指揮本部の2号配備以上から動員対象となる職員を各指揮本部応援職員に位置づけ、災害状況に応じた応援等の対応に充てることができる体制を整えなくてはならない。</p> <p><u>本部事務局は、迅速かつ適切な配備・動員に備えるため、緊急時連絡体制を構築するとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の視点も念頭に置き、最新技術を活用した参集システムや安否確認システムの整備を図る。</u></p>	<p>各指揮本部は、各配備基準に基づく動員計画を定めなくてはならない。</p> <p>各職員は、災害ごとにあらかじめ定められた配備体制に従い、直ちに警戒活動又は応急活動を実施する。また、「災害対策における従事職員の指名基準」において、指名を受けている職員については、各々の活動拠点において、警戒活動又は応急活動を実施する。</p> <p>また、各指揮本部は、各指揮本部の2号配備以上から動員対象となる職員を各指揮本部応援職員に位置づけ、災害状況に応じた応援等の対応に充てることができる体制を整えなくてはならない。</p>
2	1	44	<p>1 情報収集手段の確保・強化</p> <p>(1) 情報収集システムの確保・強化</p> <p>災害専用の情報収集手段として、衛星電話を<u>市役所本庁舎</u>に、MCA無線を防</p>	<p>1 情報収集手段の確保・強化</p> <p>(1) 情報収集システムの確保・強化</p> <p>災害専用の情報収集手段として、衛星電話を<u>防災センター</u>に、MCA無線を防</p>

序論  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			災センターのほか、地区防災拠点本部、指定避難所、防災関係機関等に設置・整備する。	災センターのほか、地区防災拠点本部、指定避難所、防災関係機関等に設置・整備する。
2	2	46	<p>1 情報提供ツールの整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（3）災害時における広報・情報提供ツールの整備</p> <p>市は、次の災害広報・情報提供ツールについて整備を行う。</p> <p>ア 防災行政無線</p> <p>イ 緊急速報メール</p>	<p>1 情報提供ツールの整備</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（3）災害時における広報・情報提供ツールの整備</p> <p>市は、次の災害広報・情報提供ツールについて整備を行う。</p> <p>ア 防災行政無線</p> <p>イ <u>エリアメール</u>・緊急速報メール</p>
6	1	60	<p>（1）市民等への防災知識の普及</p> <p>大規模な災害が発生したときに的確な判断に基づき行動ができるよう、自主防災組織のリーダーの災害対応能力の向上や、<u>市民等へ、最新のVR（仮想現実）などデジタル技術による体験ができる起震車による震度体験等を通して、</u>地震時の適切な行動を体得する機会を提供するなど、自治会・町内会を通して防災応急対策についての知識の普及を図る。また、生涯学習活動の場における啓発にも努める。</p> <p>市は、ホームページ等を通じて、防災に関する情報の普及啓発を図るとともに、チラシ、小冊子「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」、<u>ふじさわ防災ナビを利用したリーフレットやデジタルコンテンツ等、</u>津波ハザードマップ、土砂災害・洪水ハザードマップの配布などにより、市民一人ひとりや家庭ごとの防災知識の向上を図る。<u>また、令和3年度に指定された土砂災害特別警戒区域について、ハザードマップやチラシを活用して周知していく。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>市は、県の総合防災センターの体験、展示、啓発イベントなどとの連携、温泉地学研究所の調査研究の成果の広報など、県の関連施設との連携を図り、市</p>	<p>（1）市民等への防災知識の普及</p> <p>大規模な災害が発生したときに的確な判断に基づき行動ができるよう、自主防災組織のリーダーの災害対応能力の向上や市民等へ<u>起震車をとおして</u>地震時の適切な行動を体得する機会を提供するなど、自治会・町内会を通して防災応急対策についての知識の普及を図る。また、生涯学習活動の場における啓発にも努める。</p> <p>市は、ホームページ等を通じて、防災に関する情報の普及啓発を図るとともに、チラシ、小冊子「ふじさわ防災ナビ～いま、わたしたちにできること。～」、津波ハザードマップ、土砂災害・洪水ハザードマップの配布などにより、市民一人ひとりや家庭ごとの防災知識の向上を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>市は、県の総合防災センターの体験、展示、啓発イベントなどとの連携、温泉地学研究所の調査研究の成果の広報など、県の関連施設との連携を図り、市</p>



序論  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>民の防災知識の向上を図る。<u>また、防災フェアを適宜開催するとともに、駅前防災キャンプ等イベントの場を活用しながら、市民等が防災を気軽に防災活動を体験・体感できる機会をつくっていく。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>令和4年9月28日現在、神奈川県によって指定されている土砂災害警戒区域189区域（うち土砂災害特別警戒区域179区域）の地域住民に対して、土砂災害警戒区域の位置、情報の入手方法、避難方法等に関し、ハザードマップやチラシ等を活用し周知を進める。</u></p>	<p>民の防災知識の向上を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>土砂災害警戒区域の地域住民に対して、土砂災害警戒区域の位置、情報の入手方法、避難方法等に関する周知を進める。</u></p>
6	1	61	<p>（2）津波防災に関する普及啓発</p> <p>市は、津波による人的被害を軽減する方策は、津波災害警戒区域から区域外への避難や高所への避難が基本となることを踏まえて、令和3年3月に指定された津波災害警戒区域に基づく津波ハザードマップの配布や津波浸水想定CGの活用、電柱・カーブミラーへの海拔・標高表示及び津波避難に関する看板等の設置を進め、津波警報や避難情報、徒歩避難の原則等、防災に関する様々な動向や情報等について、わかりやすく継続的に住民に周知し、津波防災に関する知識の啓発を行う。津波ハザードマップについては、土地取引等における活用を通して、住民等にその内容が理解されるよう努める。</p> <p><u>また、平成27年3月に県が公表した「津波浸水想定」、「津波災害警戒区域」及び津波の浸水深に津波が建物等に衝突した際の水位の上昇（せき上げ）を加えた水位で、地盤面からの高さ（水深）で測られる「基準水位」についても、数値等の意味や内容について適切な情報提供に努める。</u></p>	<p>（2）津波防災に関する普及啓発</p> <p>市は、津波に関する住民等の知識を啓発するため、津波ハザードマップの配布や看板の設置、電柱・カーブミラーや道路面への標高表示など進める。</p> <p><u>市は、新たな津波災害警戒区域に基づく津波ハザードマップや津波浸水想定CGを活用し、住民等に継続的に周知を図る。また、平成27年3月に県が公表した「津波浸水想定」や令和3年3月に指定された津波災害警戒区域についても適切な情報提供に努める。</u></p> <p><u>市は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討する。また、津波浸水予測図や津波ハザードマップについて、土地取引等における活用を通して、住民等にその内容が理解されるよう努める。</u></p> <p><u>市は、津波による人的被害を軽減する方策は、市民の津波災害警戒区域から区域外への避難や高所への避難が基本となることを踏まえて、津波警報、避難指示、津波浸水想定の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用して、住民等にわかりやすく継続的に周知する。</u></p>

各論 I  
第 1 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
1	3	72	<p>3 過去の大災害の教訓</p> <p>（3）東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の概要（令和 4 年 3 月 8 日消防庁発表（第 162 報））</p> <p>カ 主な被害 死者 19,759 人、行方不明 2,553 人</p> <p>住家被害：全壊 122,006 棟</p>	<p>3 過去の大災害の教訓</p> <p>（3）東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の概要（令和 3 年 3 月 9 日消防庁発表（第 161 報））</p> <p>カ 主な被害 死者 19,747 人、行方不明 2,556 人</p> <p>住家被害：全壊 122,005 棟</p>
2	2	78	<p>津波は、海底で発生する地震に伴う海底地盤の隆起・沈降や、海底における地すべりなどにより、その周辺の海水が上下に変動することによって引き起こされる。</p> <p>津波は何度も繰り返し押し寄せたり、複数の波が重なって高い波となることもある。初めに到来した波（第 1 波）が最大とは限らず、第 2 波、第 3 波、或いはそれよりも後で第 1 波から数時間以上経過してから最大の波が到来することもある。</p> <p>本市においては、護岸背後に家屋が多く立地していることに加え、河川に沿って平坦地となっている。そのため、津波が護岸を越えて氾濫したり、津波が河川に沿って遡上することによる浸水被害が懸念される。</p> <p>津波の想定については、県が平成 24 年 3 月に公表した津波浸水予測図を基に、第 1 波が本市に到達するまでの時間が最も早く、規模の大きい南関東地震と、本市に到達する津波高が最も高く、浸水区域が最大となる慶長型地震を、避難体制を整備するにあたっての最大クラスの津波と想定していた。</p> <p>しかしながら県は、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」が示した最新の科学的知見をもとに、神奈川県沿岸地域における「津波高さ」又は「浸水域」が最大となる 5 つの地震による「津波浸水予測図」を平成 27 年 2 月末に公表し、さらにこの予測図をもとに「浸水域」と「浸水深」が最大となるように重ね合わせた「津波浸水想定」（津波防災地域づくりに関する法律第 8 条参照）を設定し、平成 27 年 3 月末に公表した。</p>	<p>津波は、海底で発生する地震に伴う海底地盤の隆起・沈降や、海底における地すべりなどにより、その周辺の海水が上下に変動することによって引き起こされる。</p> <p>津波は何度も繰り返し押し寄せたり、複数の波が重なって高い波となることもある。初めに到来した波（第 1 波）が最大とは限らず、第 2 波、第 3 波、或いはそれよりも後で第 1 波から数時間以上経過してから最大の波が到来することもある。</p> <p>本市においては、護岸背後に家屋が多く立地していることに加え、河川に沿って平坦地となっている。そのため、津波が護岸を越えて氾濫したり、津波が河川に沿って遡上することによる浸水被害が懸念される。</p> <p>津波の想定については、県が平成 24 年 3 月に公表した津波浸水予測図を基に、第 1 波が本市に到達するまでの時間が最も早く、規模の大きい南関東地震と、本市に到達する津波高が最も高く、浸水区域が最大となる慶長型地震を、避難体制を整備するにあたっての最大クラスの津波と想定していた。</p> <p>しかしながら県は、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」が示した最新の科学的知見をもとに、神奈川県沿岸地域における「津波高さ」又は「浸水域」が最大となる 5 つの地震による「津波浸水予測図」を平成 27 年 2 月末に公表し、さらにこの予測図をもとに「浸水域」と「浸水深」が最大となるように重ね合わせた「津波浸水想定」（津波防災地域づくりに関する法律第 8 条参照）を設定し、3 月末に公表した。</p>

各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
1	2	91	<p>1 道路の整備</p> <p>【現状】</p> <p>道路は、幹線道路網を成す都市計画道路と、それ以外の道路に大別される。都市計画道路は、自動車が走行する交通処理機能のみならず、街区の骨格となる市街地形成機能等を有する都市施設であり、緊急物資の輸送、市民の避難、延焼遮断機能等の防災上の機能も有する道路である。</p> <p>本市の都市計画道路網は、市内の都市拠点や近隣都市を結び、相互の連携強化を図るため、計画的に格子型のネットワークを形成するよう配置している。その整備状況は、令和 3 年度末までに、計画延長約 163km のうち、約 126km、約 78% が整備済となっている。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>その他、幅員 4m に満たない狭あい道路の問題は、古くから市街地を形成してきた地区ほど深刻であり、歩行者などの通行が危険であることや日照や通風を妨げるといった日常生活における問題だけでなく、消防自動車等の緊急車両の進入が困難であるなど、災害・緊急時に支障を来す場合がある。そのため、狭あい道路の解消の事業は、昭和 62 年度から進めており、令和 3 年度末までに約 130.117m（片側の延長）が整備されている。</p>	<p>1 道路の整備</p> <p>【現状】</p> <p>道路は、幹線道路網を成す都市計画道路と、それ以外の道路に大別される。都市計画道路は、自動車が走行する交通処理機能のみならず、街区の骨格となる市街地形成機能等を有する都市施設であり、緊急物資の輸送、市民の避難、延焼遮断機能等の防災上の機能も有する道路である。</p> <p>本市の都市計画道路網は、市内の都市拠点や近隣都市を結び、相互の連携強化を図るため、計画的に格子型のネットワークを形成するよう配置している。その整備状況は、令和 元年度末までに、計画延長約 162km のうち、約 125km、約 77% が整備済となっている。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>その他、幅員 4m に満たない狭あい道路の問題は、古くから市街地を形成してきた地区ほど深刻であり、歩行者などの通行が危険であることや日照や通風を妨げるといった日常生活における問題だけでなく、消防自動車等の緊急車両の進入が困難であるなど、災害・緊急時に支障を来す場合がある。そのため、狭あい道路の解消の事業は、昭和 62 年度から進めており、令和 元年度末までに約 125.062m（片側の延長）が整備されている。</p>
1	2	94	<p>3 橋りょうの整備</p> <p>【現状】</p> <p>本市には、1 級・2 級河川（県管理）や準用河川（市管理）、及び道路を交差する多くの橋りょうがある。</p> <p>境川及び引地川は、平成 26 年 6 月 1 日から「特定都市河川浸水被害対策法」の適用河川に指定されており、現在、神奈川県が策定した境川水系河川整備計画、引地川水系河川整備計画に基づき整備を進めている。</p>	<p>3 橋りょうの整備</p> <p>【現状】</p> <p>本市には、1 級・2 級河川（県管理）や準用河川（市管理）、及び道路を交差する多くの橋りょうがある。</p> <p>境川及び引地川は、平成 26 年 6 月 1 日から「特定都市河川浸水被害対策法」の適用河川に指定されており、現在、神奈川県が策定した境川水系河川整備計画、引地川水系河川整備計画に基づき整備を進めている。</p>

各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
			<p>この河川整備計画に合わせた橋りょう架け替え工事を県・市協力のもとに進めている。令和 <u>3</u> 年度末までに、県施工を含めて <u>60</u> 橋が完成している。</p> <p>【主な事業】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 橋りょう耐震化事業</p> <p>本市では、管理する橋りょうのうち、歩道橋を含めた緊急輸送道路及び避難路に関係する橋りょうから優先的に耐震化を図っている。平成 8 年以降、毎年 1~2 橋程度、順次進めており、令和 <u>3</u> 年度末までに対象 39 橋のうち <u>32</u> 橋が完了している。</p>	<p>この河川整備計画に合わせた橋りょう架け替え工事を県・市協力のもとに進めている。令和 <u>元</u> 年度末までに、県施工を含めて <u>59</u> 橋が完成している。</p> <p>【主な事業】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(2) 橋りょう耐震化事業</p> <p>本市では、管理する橋りょうのうち、歩道橋を含めた緊急輸送道路及び避難路に関係する橋りょうから優先的に耐震化を図っている。平成 8 年以降、毎年 1~2 橋程度、順次進めており、令和 <u>元</u> 年度末までに対象 39 橋のうち <u>23</u> 橋が完了している。</p>
1	3	97	<p>1 下水道</p> <p>【現状】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>処理施設は昭和 39 年に運転開始した辻堂浄化センター（令和 <u>3</u> 年度末処理能力 123,900 m<sup>3</sup>/日）と昭和 60 年に運転開始した大清水浄化センター（令和 <u>3</u> 年度末処理能力 93,600 m<sup>3</sup>/日）の 2 施設がある。</p>	<p>1 下水道</p> <p>【現状】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>処理施設は昭和 39 年に運転開始した辻堂浄化センター（令和 <u>元</u> 年度末処理能力 123,900 m<sup>3</sup>/日）と昭和 60 年に運転開始した大清水浄化センター（令和 <u>元</u> 年度末処理能力 93,600 m<sup>3</sup>/日）の 2 施設がある。</p>
1	4	100	<p>【現状】</p> <p>建築物に適用される建築基準法の耐震基準は、新潟地震、十勝沖地震、宮城県沖地震等の地震被害を教訓に順次強化され、現在は昭和 56 年 6 月に施行された、いわゆる「新耐震設計基準」が耐震化の判断基準となっている。</p> <p>平成 7 年 12 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、これまで建築物所有者に対する指導、誘導等の措置を講じてきたが、更なる耐震化促進を図るべく、平成 25 年 11 月の改正により、不特定多数が利用する一定規模を超えた建築物等及び所管行政庁が指定する避難路の通行を阻害する恐れのある建築物等について、耐震診断の実施、報告が義務付けられた。<u>(以下、</u></p>	<p>【現状】</p> <p>建築物に適用される建築基準法の耐震基準は、新潟地震、十勝沖地震、宮城県沖地震等の地震被害を教訓に順次強化され、現在は昭和 56 年 6 月に施行された、いわゆる「新耐震設計基準」が耐震化の判断基準となっている。</p> <p>平成 7 年 12 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、これまで建築物所有者に対する指導、誘導等の措置を講じてきたが、更なる耐震化促進を図るべく、平成 25 年 11 月の改正により、不特定多数が利用する一定規模を超えた建築物等及び所管行政庁が指定する避難路の通行を阻害する恐れのある建築物等について、耐震診断の実施、報告が義務付けられた。本市に</p>

各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
			<p><u>該当建築物を「耐震診断義務対象建築物」</u>本市において<u>は</u>、平成 20 年 10 月に「藤沢市耐震改修促進計画」を策定し、<u>平成 28 年 4 月、令和 4 年 4 月に改定した。</u>計画に基づき、<u>新耐震設計基準施行よりも前に建築された木造住宅に対する耐震診断、改修補助、分譲マンションに対する耐震診断、改修等補助等、耐震診断義務付け対象沿道建築物に対する改修等補助を進めている。</u></p> <p><u>住宅及び耐震診断義務対象建築物</u>の耐震化目標の達成には、民間建築物の耐震化が重要であり、従来の広範囲を対象とした周知活動に加え、対象者に限定した個別案内等により、促進を図っている。</p> <p>【課題】</p> <p>阪神・淡路大震災の死者 6,434 人、住宅の全・半壊約 24 万 9 千棟、公共建物被害 1,579 棟（平成 18 年 5 月 19 日消防庁発表（確定報））という甚大な被害を踏まえて、建設省（現：国土交通省）では「建築審査調査委員会」を設置し、被害状況や被害原因の調査等がなされた。その中で、昭和 56 年 6 月の新耐震設計基準施行<u>よりも前</u>の建築物の被害が特に大きかったことから、耐震診断・耐震改修を一層促進するべく「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、一定の耐震化促進効果は得られているが、未だ旧耐震基準の建築物は多く存在しており、法改正で強化された建築物の倒壊による緊急輸送道路等避難路の閉塞対策など一層の耐震化促進が必要である。</p>	<p>おいても、平成 20 年 10 月に「藤沢市耐震改修促進計画」を策定し、<u>計画の実現に向けて、新耐震設計基準施行以前に建築された木造住宅に対する耐震診断、改修への補助、マンションの耐震診断への補助等を進めてきたが、法改正に伴って、新たな耐震化目標の設定、上位計画となる神奈川県耐震改修促進計画との整合、耐震診断義務化路線の指定などを盛り込み、平成 28 年 4 月に同計画の改定を行った。</u></p> <p>耐震化目標の達成には民間建築物の耐震化が重要であり、従来の広範囲を対象とした周知活動に加え、対象者に限定した個別案内等により、促進を図っている。</p> <p>【課題】</p> <p>阪神・淡路大震災の死者 6,434 人、住宅の全・半壊約 24 万 9 千棟、公共建物被害 1,579 棟（平成 18 年 5 月 19 日消防庁発表（確定報））という甚大な被害を踏まえて、建設省（現：国土交通省）では「建築審査調査委員会」を設置し、被害状況や被害原因の調査等がなされた。その中で、昭和 56 年 6 月の新耐震設計基準施行<u>以前</u>の建築物の被害が特に大きかったことから、耐震診断・耐震改修を一層促進するべく「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、一定の耐震化促進効果は得られているが、未だ旧耐震基準の建築物は多く存在しており、法改正で強化された建築物の倒壊による緊急輸送道路等避難路の閉塞対策など一層の耐震化促進が必要である。</p>

各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
1	4	101	<p>【主な事業】</p> <p>1 耐震改修促進計画等に基づく耐震化の促進</p> <p>既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、<u>新耐震設計基準施行よりも前に建築された</u>建築物の所有者に対する耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。</p> <p><u>令和 4</u> 年 4 月に改定した「藤沢市耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化の促進・<u>耐震診断義務付け対象建築物等</u>の耐震化の促進・<u>耐震診断義務付け路線以外の緊急輸送道路及び避難路並びに津波避難路沿いの建築物等の耐震化の促進</u>・公共建築物の耐震化の促進・その他の地震時における安全対策の<u>推進、計 5</u> つの視点から具体的施策を推進する。</p>	<p>【主な事業】</p> <p>1 耐震改修促進計画等に基づく耐震化の促進</p> <p>既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、<u>多数の者が利用する</u>建築物の所有者に対する耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。</p> <p><u>平成 28</u> 年 4 月に改定した「藤沢市耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化の促進・<u>多数の者が利用する</u>建築物の耐震化の促進・公共建築物の耐震化の促進・その他の地震時における安全対策の<u>4 つ</u>の視点から具体的施策を推進する。</p>
1	5	103	<p>【現状】</p> <p>② 急傾斜地崩壊危険区域について</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>令和 <u>3</u> 年度末現在の急傾斜地崩壊危険区域指定場所は、18 区域である。うち崩壊防止工事概成区域は 16 区域である。</p> <p>③ 土砂災害警戒区域等について</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>令和 <u>4</u> 年 9 月 <u>28</u> 日現在、神奈川県によって土砂災害警戒区域 189 区域（うち土砂災害特別警戒区域 179 区域）が指定されている。</p>	<p>【現状】</p> <p>② 急傾斜地崩壊危険区域について</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>令和 <u>2</u> 年度末現在の急傾斜地崩壊危険区域指定場所は、18 区域である。うち崩壊防止工事概成区域は 16 区域である。</p> <p>③ 土砂災害警戒区域等について</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>令和 <u>3</u> 年 9 月 <u>24</u> 日現在、神奈川県によって土砂災害警戒区域 189 区域（うち土砂災害特別警戒区域 179 区域）が指定されている。</p>
5	1	124	<p>4 防災の視点</p> <p>（1）島の特性を踏まえた防災の考え方</p> <p>ア 地震対策、津波対策、風水害対策（土砂災害も含む）など、これまでの災害の経験を踏まえ、対策を進める。</p>	<p>4 防災の視点</p> <p>（1）島の特性を踏まえた防災の考え方</p> <p>ア 地震対策、津波対策、風水害対策（土砂災害も含む）など、これまでの災害の経験を踏まえ、対策を進める。</p>

各論 I  
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
			<p>イ 港湾部は標高が低く平坦な土地が広がっていること、東町は海蝕崖の低地に位置していること、西町は神社や頂上部に上がる斜面地に位置していることなど、居住地等の標高や地形上の特性を踏まえた対策を進める。</p> <p>（2）地域住民の防災と観光客の防災</p> <p>地元住民の安心安全確保のための防災の観点とともに、観光客の多い江の島では、観光客対策も重要である。</p>	<p>イ 港湾部は標高が低く平坦な土地が広がっていること、東町は海蝕崖の低地に位置していること、西町は神社や頂上部に上がる斜面地に位置していることなど、居住地等の標高や地形上の特性を踏まえた対策を進める。</p> <p>（2）地域住民の防災と観光客の防災</p> <p>地元住民の安心安全確保のための防災の観点とともに、観光客の多い江の島では、観光客対策も重要である。</p> <p><u>（3）2020 年（東京五輪）を見据えた防災の考え方</u></p> <p><u>2020 年東京五輪のセーリング会場になったことから、世界各国から選手、関係者、観光客が大勢訪れることが予測されるため、安全安心の準備を整えておく必要がある。</u></p>
5	1	124	<p>5 災害予防対策</p> <p>（1）地震津波対策</p> <p>ア 津波避難計画</p> <p>協議会で議論し、まとめた江の島の津波避難計画は、江の島島内を 8 つの対象地域に分け、対象者と避難場所、収容可能人数、避難経路等を示したものである。（藤沢市地域防災計画資料編：資料 6-28「江の島津波避難マップ」、資料 6-29「江の島津波避難計画」（以下本章において「資料編」という。）</p>	<p>5 災害予防対策</p> <p>（1）地震津波対策</p> <p>ア 津波避難計画</p> <p>協議会で議論し、まとめた江の島の津波避難計画は、江の島島内を 8 つの対象地域に分け、対象者と避難場所、収容可能人数、避難経路等を示したものである。（藤沢市地域防災計画資料編：資料 6-27「江の島津波避難マップ」、資料 6-28「江の島津波避難計画」（以下本章において「資料編」という。）</p>

各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
4	-	134	<p>【主な事業】</p> <p>1 医療救護活動体制の整備</p> <p>（1）医療救護対策本部の設置</p> <p>医師会、歯科医師会、薬剤師会等と市との連携、一体化による情報収集、処理及び判断機能の強化及び応急救護所、地域の医療機関、地域救護病院等への支援、調整を行うために医療救護対策本部を保健所内に設置し、医療救護活動の総合調整機能の確立を図る。</p> <p>また、災害発生後の様々な医療ニーズに対応するため、地域災害医療対策会議と連携し、神奈川県との調整を行う。</p>	<p>【主な事業】</p> <p>1 医療救護活動体制の整備</p> <p>（1）医療救護対策本部の設置</p> <p>医師会、歯科医師会、薬剤師会等と市との連携、一体化による情報収集、処理及び判断機能の強化及び応急救護所、地域の医療機関、地域救護病院等への支援、調整を行うために医療救護対策本部を保健所内に設置し、医療救護活動の総合調整機能の確立を図る。</p> <p>また、災害発生後の様々な医療ニーズに対応するため、<u>湘南東部二次保健医療圏域における</u>地域災害医療対策会議と連携し、神奈川県との調整を行う。</p>
6	-	138	<p>【課題】</p> <p>大規模な都市型地震の場合、大量の被災者が出ること、避難生活が長期にわたるおそれがあることから、指定避難所の不足、ごみ・し尿の滞積、食料や生活物資の配布の遅れ、情報の不足などが生じるおそれがある。</p>	<p>【課題】</p> <p><u>避難場所の分類について、必ずしもどのような時に避難すべき場所なのか明確になっておらず、住民等が日頃、防災計画を作成するにあたり支障をきたす場合が想定されており、分類を見直し、それに基づき指定する必要がある。</u></p> <p>大規模な都市型地震の場合、大量の被災者が出ること、避難生活が長期にわたるおそれがあることから、指定避難所の不足、ごみ・し尿の滞積、食料や生活物資の配布の遅れ、情報の不足などが生じるおそれがある。</p>
6	-	138	<p>【取組の方向】</p> <p>市は、<u>避難場所の確保及び整備を継続して進める。</u></p> <p>市は、指定避難所に指定している県施設や私立の学校等が指定避難所として効果的に機能を発揮するように、情報共有に努めるなど、連携を図る。</p> <p>市は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「男女</p>	<p>【取組の方向】</p> <p>市は、<u>平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法を鑑み、避難場所の分類を見直し、継続して指定を進める。</u></p> <p>市は、指定避難所に指定している県施設や私立の学校等が指定避難所として効果的に機能を発揮するように、情報共有に努めるなど、連携を図る。</p> <p>市は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「男女</p>



各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
			<p>共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえ、要配慮者に対する支援及び男女双方の視点に配慮した避難対策を充実させる。</p> <p>市は、居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできる体制の整備を目指す。</p> <p>ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等の施設管理者は、各施設における地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を目指す。</p> <p>津波に対する避難については、津波避難ビル等や高いところを含む避難場所の確保など、津波避難対策の検討を進める。</p> <p>車中泊やテント泊など指定避難所以外の場所への避難について、国や県の動向を注視しながら、<u>キャンピングカーや民間大規模商業施設の駐車場等の活用の推進を図る等</u>、対策を検討していくとともに、新たな指定避難所の確保に努める。</p> <p>指定避難所や指定緊急避難場所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備や、<u>キッチンカーを活用した温食提供</u>に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から本部事務局と健康医療部（保健所）指揮本部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p>	<p>共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえ、要配慮者に対する支援及び男女双方の視点に配慮した避難対策を充実させる。</p> <p>市は、居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできる体制の整備を目指す。</p> <p>ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等の施設管理者は、各施設における地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を目指す。</p> <p>津波に対する避難については、津波避難ビルを含め高いところへ逃げることを第一に、津波対策の検討を進める。</p> <p>車中泊やテント泊など指定避難所以外の場所への避難について、国や県の動向を注視しながら対策を検討していくとともに、新たな指定避難所の確保に努める。</p> <p>指定避難所や指定緊急避難場所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から本部事務局と健康医療部（保健所）指揮本部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p>
8	-	149	<p>【取組の方向】</p> <p>地震等災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。</p> <p>要配慮者の避難対策として、指定避難所における要配慮者向けスペースの確保、地区防災拠点本部における福祉避難所（一次）の確立及び、さらにその後</p>	<p>【取組の方向】</p> <p>地震等災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。</p> <p>要配慮者の避難対策として、指定避難所における要配慮者向けスペースの確保、地区防災拠点本部における福祉避難所（一次）の確立及び、さらにその後</p>

各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
			<p>の受入先となる福祉施設等（福祉避難所（二次））との連携協力体制の確立に努める。なお、要配慮者の身体等の状況や介護者の有無等を踏まえ、医療機関や福祉避難所（一次）等への移送の必要性について考慮する必要がある。</p> <p>地震災害発生時における要配慮者への広報や相談など支援体制の強化に努める。</p> <p>市は、災害時に、子育て支援施設、保育所における児童・乳幼児の一時的保護等について、情報の共有化や連絡体制の整備を図りながら、対応を進める。</p> <p>災害を経験すると誰でも動揺するが、子どもは特にこうした影響を受けやすいと考えられる。</p> <p>子どもの心のケアに早い段階から取り組むことが重要であり、心の安心を得られる基盤の整備に取り組む。</p> <p><u>市は、個別避難計画の作成に向けて、庁内横断的連携により取り組むとともに、地域団体等との協力体制の構築を図る。</u></p>	<p>の受入先となる福祉施設等（福祉避難所（二次））との連携協力体制の確立に努める。なお、要配慮者の身体等の状況や介護者の有無等を踏まえ、医療機関や福祉避難所（一次）等への移送の必要性について考慮する必要がある。</p> <p>地震災害発生時における要配慮者への広報や相談など支援体制の強化に努める。</p> <p>市は、災害時に、子育て支援施設、保育所における児童・乳幼児の一時的保護等について、情報の共有化や連絡体制の整備を図りながら、対応を進める。</p> <p>災害を経験すると誰でも動揺するが、子どもは特にこうした影響を受けやすいと考えられる。</p> <p>子どもの心のケアに早い段階から取り組むことが重要であり、心の安心を得られる基盤の整備に取り組む。</p>
8	-	153	<p>3 対象別要配慮者対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（2）高齢者、身体障がい者、知的障がい者への対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ア 高齢者</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（ア）ひとり暮らし（75 歳以上）・高齢者のみ世帯（75 歳以上）</p> <p>家屋の倒壊、家具の転倒などで閉じ込められた場合、安否確認をする家族等が身近にいないため、取り残されるおそれがある。<u>家族等に代わる安否確認が大切なため、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員といった地域住民等による安否確認が実施できる体制が必要となる。</u></p>	<p>3 対象別要配慮者対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（2）高齢者、身体障がい者、知的障がい者への対策</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ア 高齢者</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（ア）ひとり暮らし（75 歳以上）・高齢者のみ世帯（75 歳以上）</p> <p>家屋の倒壊、家具の転倒などで閉じ込められた場合、安否確認をする家族等が身近にいないため、取り残されるおそれがある。<u>近隣住民のこころ配りが必要となる。</u></p>

各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
9	-	157	<p>2 食料、生活物資等の確保</p> <p>市は、指定避難所に指定した施設等への指定避難所設置用資機材や食料、生活物資の備蓄に努める。</p> <p>食料の備蓄は、被災想定人数の <u>3</u> 日分の非常食とする。</p>	<p>2 食料、生活物資等の確保</p> <p>市は、指定避難所に指定した施設等への指定避難所設置用資機材や食料、生活物資の備蓄に努める。</p> <p>食料の備蓄は、被災想定人数の <u>1</u> 日分の非常食とする。</p>
13	1	166	<p>【現状】</p> <p>危険度判定は、地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊、落下物等や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止することを目的としている。被災住民の不安を解消するためには、建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、さらに、被災建築物の応急修理が必要となる。</p> <p>建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定することによって、人的な二次被害を防止することを目的としている。また、判定結果を建築物の見やすい位置に表示することにより、所有者はもとより付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性について情報提供することが可能となる。</p> <p>建築物応急危険度判定制度については、<u>神奈川県建築物震後対策推進協議会</u>の主導で平成 4 年度より体制の構築が進められており、令和 <u>3</u> 年度現在で民間、行政合わせて <u>608</u> 名の建築物応急危険度判定士が市に登録されている。これまで、判定士の養成活動として、県下の協議会を通じて判定士養成講習会を継続的に実施するなど、制度の充実を図っている。</p> <p>被災宅地危険度判定制度は、<u>神奈川県建築物震後対策推進協議会</u>により整備が進められており、平成 10 年度から被災宅地危険度判定士の養成を始めて以降、本市では令和 <u>3</u> 年度現在 <u>203</u> 名の被災宅地危険度判定士が登録されている。</p>	<p>【現状】</p> <p>危険度判定は、地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊、落下物等や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止することを目的としている。被災住民の不安を解消するためには、建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、さらに、被災建築物の応急修理が必要となる。</p> <p>建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定することによって、人的な二次被害を防止することを目的としている。また、判定結果を建築物の見やすい位置に表示することにより、所有者はもとより付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性について情報提供することが可能となる。</p> <p>建築物応急危険度判定制度については、<u>県</u>の主導で平成 4 年度より体制の構築が進められており、令和 <u>2</u> 年度現在で民間、行政合わせて <u>617</u> 名の建築物応急危険度判定士が市に登録されている。これまで、判定士の養成活動として、県下の協議会を通じて判定士養成講習会を継続的に実施するなど、制度の充実を図っている。</p> <p>被災宅地危険度判定制度は、<u>県</u>により整備が進められており、平成 10 年度から被災宅地危険度判定士の養成を始めて以降、本市では令和 <u>2</u> 年度現在 <u>192</u> 名の被災宅地危険度判定士が登録されている。</p>

各論 I  
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
			<p>危険度判定の全国組織として、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が設置されており、判定方法の標準化、都道府県相互の支援等に関し事前に調整するなど、判定の実施体制の整備が進められている。また、県内においては全市町村が参加する建築物震後対策推進協議会が設置されており、判定士養成講習会を開催したり、模擬訓練を実施するなど、制度の充実を図っている。</p>	<p>危険度判定の全国組織として、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が設置されており、判定方法の標準化、都道府県相互の支援等に関し事前に調整するなど、判定の実施体制の整備が進められている。また、県内においては全市町村が参加する建築物震後対策推進協議会が設置されており、判定士養成講習会を開催したり、模擬訓練を実施するなど、制度の充実を図っている。</p>
18	1	179	<p>本節は、津波防災地域づくりに関する法律第 54 号 1 項第 4 号に基づき、津波災害警戒区域内における防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設について定めるものである。</p> <p>市は、各施設の所有者又は管理者に対し、メールマガジン等により津波警報等を伝達するものとする。</p> <p>各施設の所有者または管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市に報告するとともに公表しなければならない。（同法第 71 条第 1 項及び第 2 項）</p> <p>要配慮施設の範囲は、津波災害警戒区域内に所在する施設のうち、次のものとする。（津波防災地域づくりに関する法律施行令第 19 条）</p> <p><u>なお、該当する施設の名称及び所在地は、「資料編」に定める。</u></p>	<p>本節は、津波防災地域づくりに関する法律第 54 号 1 項第 4 号に基づき、津波災害警戒区域内における防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設について定めるものである。</p> <p>市は、各施設の所有者又は管理者に対し、メールマガジン等により津波警報等を伝達するものとする。</p> <p>各施設の所有者または管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市に報告するとともに公表しなければならない。（同法第 71 条第 1 項及び第 2 項）</p> <p>要配慮施設の範囲は、津波災害警戒区域内に所在する施設のうち、次のものとする。（津波防災地域づくりに関する法律施行令第 19 条）</p>

各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
6	1	204	削除	<p>◆◇コラム 1 避難指示・強制的避難命令の違い◆◇</p> <p><u>避難指示・強制的避難命令は、災害対策基本法において次のように規定されています。</u></p> <p><u>① 避難の指示とは（災害対策基本法第 60 条）</u></p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</u></p> <p><u>しかし、指示に従わなかった者に対する直接強制権や罰則規定はない。</u></p> <p><u>② 強制的避難命令とは</u></p> <p><u>災害対策基本法第 63 条に基づき「警戒区域」を設定しその区域からの退去命令となる（命令違反者に罰則有り）。</u></p>
6	2	206	<p>1 避難場所の開設・運営・閉鎖</p> <p>（1）避難場所の開設・運営</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ 指定避難所</p> <p>指定避難所は、あらかじめ指名された地区防災拠点本部応援職員が、震度 5 弱以上の地震が発生したとき、又は必要に応じて開設する。</p> <p>指定避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会が円滑な運営を行うものとする。</p> <p>また、男女双方の視点を十分に配慮し、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室、休憩室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保するため、避難者の個人情報<del>は</del>は<del>厳重に</del>厳重に管理し、特に DV やストーカー被害の観点</p>	<p>1 避難場所の開設・運営・閉鎖</p> <p>（1）避難場所の開設・運営</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ 指定避難所</p> <p>指定避難所は、あらかじめ指名された地区防災拠点本部応援職員が、震度 5 弱以上の地震が発生したとき、又は必要に応じて開設する。</p> <p>指定避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会が円滑な運営を行うものとする。</p> <p>また、男女双方の視点を十分に配慮し、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室、休憩室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保する。</p>

各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
			<u>からも慎重に取り扱うものとする。</u> さらに、大人と子どものニーズの違いや子育て家庭に対して十分に配慮する。また、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等）など、特に支援が必要となる方へ配慮するとともに、要配慮者向けスペースの設置に努めるものとする。	さらに、大人と子どものニーズの違いや子育て家庭に対して十分に配慮する。また、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等）など、特に支援が必要となる方へ配慮するとともに、要配慮者向けスペースの設置に努めるものとする。
9	1	218	7 応援要請 <u>大規模な断水時等には県営水道その他に支援要請し、必要に応じ自衛隊に協力を要請するものとする。</u> 県営水道は、市からの要請に基づき、状況に応じて日本水道協会を通じ他の水道事業者等に支援要請を行う。	7 応援要請 <u>大規模な断水等必要に応じ自衛隊に協力を要請するとともに、県営水道その他に支援要請するものとする。</u> 県営水道は、市からの要請に基づき、状況に応じて日本水道協会を通じ他の水道事業者等に支援要請を行う。
10	1	223	<u>1 保健衛生体制の確立及び参集</u> <u>避難所等が開設するなど、被災者が避難生活を強いられるときは、被災者の心身の健康をはじめとした衛生状態を良好に保てるよう、感染症対策や避難者へのケア等に当たるため、あらかじめ編成された災害時保健師活動チームにより保健衛生活動を実施する。</u> <u>2 災害時保健師活動チームの構成及び参集</u> <u>災害時保健師活動チームは、市保健師をもって構成し、健康医療部（保健所）指揮本部が編成・配置する。</u> <u>健康医療部（保健所）指揮本部は、警戒配備においては統括保健師及び副統括保健師、1号配備においては管理職保健師を健康医療部（保健所）指揮本部に参集させ、2号配備においては、その他の保健師を指定の配置場所に参集させる。</u> <u>3 保健衛生活動内容</u> <u>市は、次の保健衛生活動を行う。</u> <u>ア 活動方針の決定、活動計画の立案及び活動の総合調整</u>	<u>市は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行う。</u> <u>市は、指定避難所及び下水施設復旧までの指定避難所以外の居住者の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努める。</u> <u>市は、地震災害による被災者のこころのケアを行うために、精神科医をはじめとした医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じる。また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努める。</u>

各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
			<p><u>イ 医療及び地域の状況に係る情報等の収集・分析</u></p> <p><u>ウ 被災した住民及び公共施設の利用者の健康管理</u></p> <p><u>エ 応援派遣保健師の受け入れ対応及び活動支援</u></p>	
13	3	240	<p>住宅の応急修理・障害物の除去は、災害のため被害を受けた住宅に対し、居住のため必要な最小限の部分を応急的に行うもので、住宅の安定と被災者を支援するため、次の計画により実施する。</p> <p>1 実施機関</p> <p>被災者に対する住宅の応急修理・障害物の除去は、災害救助法が適用されたときは<u>県知事又は県知事から委任された市長のうち、救助を迅速に行える者が実施する。また、市長が実施する際は、県知事は、直ちにその旨を公示する。ただし、災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めたときは災害救助法に準じて市長が実施する。</u></p>	<p>住宅の応急修理・障害物の除去は、災害のため被害を受けた住宅に対し、居住のため必要な最小限の部分を応急的に行うもので、住宅の安定と被災者を支援するため、次の計画により実施する。</p> <p>1 実施機関</p> <p>被災者に対する住宅の応急修理・障害物の除去は、災害救助法が適用されたときは<u>県知事が実施する。</u></p>
15	4	262	<p>市は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみについて、可能な限り速やかに収集、処理を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。</p> <p><u>削除</u></p>	<p>市は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみについて、可能な限り速やかに収集、処理を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。</p> <p><u>◆◇コラム 2 生活ごみの発生傾向◇◆</u></p> <p><u>阪神・淡路大震災では、生ごみを主とする「生活ごみ」の発生量は、水道、電気、ガス等の供給停止などにより、通常よりやや減少傾向を示したのに対し、家具等の「大型・不燃ごみ」は平常時の 4~5 倍に達し、減少したのは 6 ヶ月後のことです。</u></p> <p><u>また、家庭系・事業系を問わず損壊家屋等のがれきりと混合して排出されたため、分別が困難となり、収集・処理における危険性・困難性が非常に増すこととなりました。</u></p> <p><u>そのほか、都市ガスを使用している地域では、ガスの供給が停止した場合は</u></p>

各論 I  
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
				<p><u>脱着式コンロの使用量が増えることが予想されるため、収集作業時には発火事故に留意する必要があります。</u></p> <p><u>さらに、断水が続いている場合には、生活ごみのうち食品容器や飲料容器が大量に発生する可能性があることに留意する必要があります。</u></p>
21	2	283	<p>4 広報</p> <p>(1) 避難指示</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ 津波注意報を受信したときは、海の中や海岸付近にいる者に対して、<u>広報車両や津波フラッグ等を活用して、直ちに避難指示を行う。</u></p>	<p>4 広報</p> <p>(1) 避難指示</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>イ 津波注意報を受信したときは、海の中や海岸付近にいる者に対して、直ちに避難指示を行う。</p>
21	3	284	<p>1 津波発生時の避難のあり方</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>④ 地震に関する避難指示（又は自主避難）</p> <p>（地震災害と津波災害とが短時間のうちに発生した場合）</p> <p><u>地震の余震に伴う災害リスクよりも、津波の第 2 波以降の災害リスクが高いと考えられることから、津波避難ビルに避難した場合は、火災による危険がない限り津波警報が解除されるまでは移動しないことを原則とする。</u></p>	<p>1 津波発生時の避難のあり方</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>④ 地震に関する避難指示（又は自主避難）</p> <p>（地震災害と津波災害とが短時間のうちに発生した場合）</p> <p><u>本震によって破壊されなかった建物は、その後の地震動で破壊する確率は少ない。したがって、津波避難ビルに避難した場合は、火災による危険がない限り津波警報が解除されるまでは移動しないことを原則とする。</u></p>



各論 I  
第 7 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
2	2	360	<p>市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している協定は藤沢市地域防災計画資料編：資料 23-1「協定等一覧表」に記載のとおり。</p> <p>市は、必要があるときは、各協定に従い、応援を要請するものとする。</p>	<p>市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している協定は藤沢市地域防災計画資料編：資料 25-1「協定等一覧表」に記載のとおり。</p> <p>市は、必要があるときは、各協定に従い、応援を要請するものとする。</p>
3	7	366	<p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>（1）災害対策本部、各指揮本部又は各地区防災拠点本部</p> <p>災害対策本部、各指揮本部又は各地区防災拠点本部が設置される庁舎等の管理者は、1（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>また、指揮本部又は地区防災拠点本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</p> <p>ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保</p> <p>イ 無線通信機等通信手段の確保</p> <p>ウ <u>各</u>本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</p>	<p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>（1）災害対策本部、各指揮本部又は各地区防災拠点本部</p> <p>災害対策本部、各指揮本部又は各地区防災拠点本部が設置される庁舎等の管理者は、1（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>また、指揮本部又は地区防災拠点本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。</p> <p>ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保</p> <p>イ 無線通信機等通信手段の確保</p> <p>ウ <u>災害対策</u>本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</p>
4	4	369	<p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、次のとおり対応を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（2）南海トラフの想定震源域内またはその周辺で M6.8 以上の地震が発生したが、本市に大津波警報又は津波警報が発表されていない場合 <u>であっても</u>津波注意報が発表されている場合には、海の中や海岸付近にいる者に対して、避難指示を発令する。</p> <p>災害対策連絡会議を開催し、今後の対応及び配備体制等を決定する。</p>	<p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、次のとおり対応を図る。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>（2）南海トラフの想定震源域内またはその周辺で M6.8 以上の地震が発生したが、本市に大津波警報又は津波警報が発表されていない場合津波注意報が発表されている場合には、海の中や海岸付近にいる者に対して、避難指示を発令する。</p> <p>災害対策連絡会議を開催し、今後の対応及び配備体制等を決定する。</p>

各論 I  
第 7 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）																																		
4	5	372	<p>7 避難対策等</p> <p>南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、相模湾・三浦半島に津波警報等が発表されることが想定される。この場合、市は、<b>避難指示</b>を発令し、津波浸水想定区域外への避難を呼びかける。津波警報等が津波注意報に切り替わった後、国の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に基づき後発地震に備えた避難対策を講じる。</p> <p>（1）地域住民等の避難行動等</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ア 避難対象者</p> <p>原則、南海トラフ地震の津波浸水想定区域内に居住する寝たきりの方や一人での避難行動が困難な方などの要配慮者等とする。</p> <p>イ 開設する<b>指定避難所</b>及び福祉避難所（一次）</p> <p>片瀬、鶴沼、辻堂地区にある<b>指定避難所</b>及び福祉避難所（一次）に指定されている市有施設のうち、次の条件を満たす施設。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>表 7-4 開設する<b>指定避難所</b>及び福祉避難所（一次）施設一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>地区</th> <th>施設名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"><b>指定避難所</b></td> <td>片瀬</td> <td>片瀬小学校、片瀬中学校</td> </tr> <tr> <td>鶴沼</td> <td>鶴洋小学校、鶴沼小学校、鶴沼中学校、藤沢市民会館</td> </tr> <tr> <td>辻堂</td> <td>辻堂小学校、浜見小学校、高砂小学校、八松小学校、高浜中学校</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福祉避難所（一次）</td> <td>片瀬</td> <td>片瀬市民センター</td> </tr> <tr> <td>鶴沼</td> <td>鶴沼市民センター</td> </tr> <tr> <td>辻堂</td> <td>辻堂市民センター</td> </tr> </tbody> </table>	種別	地区	施設名称	<b>指定避難所</b>	片瀬	片瀬小学校、片瀬中学校	鶴沼	鶴洋小学校、鶴沼小学校、鶴沼中学校、藤沢市民会館	辻堂	辻堂小学校、浜見小学校、高砂小学校、八松小学校、高浜中学校	福祉避難所（一次）	片瀬	片瀬市民センター	鶴沼	鶴沼市民センター	辻堂	辻堂市民センター	<p>7 避難対策等</p> <p>南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、相模湾・三浦半島に津波警報等が発表されることが想定される。この場合、市は、避難指示（<b>緊急</b>）を発令し、津波浸水想定区域外への避難を呼びかける。津波警報等が津波注意報に切り替わった後、国の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に基づき後発地震に備えた避難対策を講じる。</p> <p>（1）地域住民等の避難行動等</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ア 避難対象者</p> <p>原則、南海トラフ地震の津波浸水想定区域内に居住する寝たきりの方や一人での避難行動が困難な方などの要配慮者等とする。</p> <p>イ 開設する<b>避難施設</b>及び福祉避難所（一次）</p> <p>片瀬、鶴沼、辻堂地区にある<b>避難施設</b>及び福祉避難所（一次）に指定されている市有施設のうち、次の条件を満たす施設。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>表 7-4 開設する<b>避難施設</b>及び福祉避難所（一次）施設一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>地区</th> <th>施設名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"><b>避難施設</b></td> <td>片瀬</td> <td>片瀬小学校、片瀬中学校</td> </tr> <tr> <td>鶴沼</td> <td>鶴洋小学校、鶴沼小学校、鶴沼中学校、藤沢市民会館</td> </tr> <tr> <td>辻堂</td> <td>辻堂小学校、浜見小学校、高砂小学校、八松小学校、高浜中学校</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福祉避難所（一次）</td> <td>片瀬</td> <td>片瀬市民センター</td> </tr> <tr> <td>鶴沼</td> <td>鶴沼市民センター</td> </tr> <tr> <td>辻堂</td> <td>辻堂市民センター</td> </tr> </tbody> </table>	種別	地区	施設名称	<b>避難施設</b>	片瀬	片瀬小学校、片瀬中学校	鶴沼	鶴洋小学校、鶴沼小学校、鶴沼中学校、藤沢市民会館	辻堂	辻堂小学校、浜見小学校、高砂小学校、八松小学校、高浜中学校	福祉避難所（一次）	片瀬	片瀬市民センター	鶴沼	鶴沼市民センター	辻堂	辻堂市民センター
種別	地区	施設名称																																				
<b>指定避難所</b>	片瀬	片瀬小学校、片瀬中学校																																				
	鶴沼	鶴洋小学校、鶴沼小学校、鶴沼中学校、藤沢市民会館																																				
	辻堂	辻堂小学校、浜見小学校、高砂小学校、八松小学校、高浜中学校																																				
福祉避難所（一次）	片瀬	片瀬市民センター																																				
	鶴沼	鶴沼市民センター																																				
	辻堂	辻堂市民センター																																				
種別	地区	施設名称																																				
<b>避難施設</b>	片瀬	片瀬小学校、片瀬中学校																																				
	鶴沼	鶴洋小学校、鶴沼小学校、鶴沼中学校、藤沢市民会館																																				
	辻堂	辻堂小学校、浜見小学校、高砂小学校、八松小学校、高浜中学校																																				
福祉避難所（一次）	片瀬	片瀬市民センター																																				
	鶴沼	鶴沼市民センター																																				
	辻堂	辻堂市民センター																																				

各論 I  
第 7 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）																																						
8	-	384	<p>3 事業について</p> <p>事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波避難対策緊急事業を行う区域</th> <th>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th>目標</th> <th>達成期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">片瀬地区、鶴沼地区、辻堂地区の津波災害警戒区域</td> <td rowspan="4">津波一時避難場所・津波避難ビルの確保</td> <td>市立の教育施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの整備(1箇所)</td> <td>令和 6 年度</td> </tr> <tr> <td><u>空地等における津波一時避難場所（施設）整備（1箇所）</u></td> <td>令和 7 年度</td> </tr> <tr> <td><u>津波避難ビルの確保の検討</u></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>市立の保育関係施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの確保の検討（1箇所）</td> <td>令和 6 年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波避難路の安全対策</td> <td rowspan="2"></td> <td>狭あい道路の解消事業（15箇所）</td> <td>令和 6 年度</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等の安全確保のための改修事業（143箇所）</td> <td>令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間	片瀬地区、鶴沼地区、辻堂地区の津波災害警戒区域	津波一時避難場所・津波避難ビルの確保	市立の教育施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの整備(1箇所)	令和 6 年度	<u>空地等における津波一時避難場所（施設）整備（1箇所）</u>	令和 7 年度	<u>津波避難ビルの確保の検討</u>	/	市立の保育関係施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの確保の検討（1箇所）	令和 6 年度	津波避難路の安全対策		狭あい道路の解消事業（15箇所）	令和 6 年度	ブロック塀等の安全確保のための改修事業（143箇所）	令和 6 年度	<p>3 事業について</p> <p>事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波避難対策緊急事業を行う区域</th> <th>津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類</th> <th>目標</th> <th>達成期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">片瀬地区、鶴沼地区、辻堂地区の津波災害警戒区域</td> <td rowspan="4">津波一時避難場所・津波避難ビルの確保</td> <td>市立の教育施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの整備(1箇所)</td> <td>令和 6 年度</td> </tr> <tr> <td><u>下水道施設又は空地等における津波一時避難場所・津波避難ビルの確保の検討（2箇所）</u></td> <td>令和 6 年度</td> </tr> <tr> <td>市立の保育関係施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの確保の検討（1箇所）</td> <td>令和 6 年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波避難路の安全対策</td> <td rowspan="2"></td> <td>狭あい道路の解消事業（15箇所）</td> <td>令和 6 年度</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等の安全確保のための改修事業（30箇所）</td> <td>令和 6 年度</td> </tr> </tbody> </table>	津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間	片瀬地区、鶴沼地区、辻堂地区の津波災害警戒区域	津波一時避難場所・津波避難ビルの確保	市立の教育施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの整備(1箇所)	令和 6 年度	<u>下水道施設又は空地等における津波一時避難場所・津波避難ビルの確保の検討（2箇所）</u>	令和 6 年度	市立の保育関係施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの確保の検討（1箇所）	令和 6 年度	津波避難路の安全対策		狭あい道路の解消事業（15箇所）	令和 6 年度	ブロック塀等の安全確保のための改修事業（30箇所）	令和 6 年度
津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間																																							
片瀬地区、鶴沼地区、辻堂地区の津波災害警戒区域	津波一時避難場所・津波避難ビルの確保	市立の教育施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの整備(1箇所)	令和 6 年度																																							
		<u>空地等における津波一時避難場所（施設）整備（1箇所）</u>	令和 7 年度																																							
		<u>津波避難ビルの確保の検討</u>	/																																							
		市立の保育関係施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの確保の検討（1箇所）	令和 6 年度																																							
津波避難路の安全対策		狭あい道路の解消事業（15箇所）	令和 6 年度																																							
		ブロック塀等の安全確保のための改修事業（143箇所）	令和 6 年度																																							
津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間																																							
片瀬地区、鶴沼地区、辻堂地区の津波災害警戒区域	津波一時避難場所・津波避難ビルの確保	市立の教育施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの整備(1箇所)	令和 6 年度																																							
		<u>下水道施設又は空地等における津波一時避難場所・津波避難ビルの確保の検討（2箇所）</u>	令和 6 年度																																							
		市立の保育関係施設における津波一時避難場所・津波避難ビルの確保の検討（1箇所）	令和 6 年度																																							
		津波避難路の安全対策		狭あい道路の解消事業（15箇所）	令和 6 年度																																					
ブロック塀等の安全確保のための改修事業（30箇所）	令和 6 年度																																									

各論 I  
第 8 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 3 年 10 月 13 日）
2	1	388	<p>1 救援物資の確保</p> <p>市は、次の方法で救援物資を確保する。</p> <p>ア 市の備蓄及び協定締結業者からの救援</p> <p>イ 市内の企業、団体</p>	<p>1 救援物資の確保</p> <p>市は、次の方法で救援物資を確保する。</p> <p>ア 市の備蓄及び協定締結業者からの救援</p> <p>イ 市内の企業、団体、<u>個人からの寄付</u></p> <p><u>なお、個人からの救援物資の募集は、期間と品目を定め、場所を指定して受けを行う。</u></p>

各論Ⅱ  
第1部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）																				
2	1	395	<p>本市では、境川・柏尾川、引地川・蓼川、目久尻川、小出川、<u>小糸川、不動川、打戻川、滝川、白旗川、一色川</u>が大雨によって増水し、堤防の決壊などにより水があふれた場合に想定される浸水範囲とその浸水の程度、及び土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、避難場所等を示した土砂災害・洪水ハザードマップを作成している。</p> <p><u>ハザードマップ</u>に示した洪水浸水想定区域は、神奈川県（平成30年）、<u>藤沢市（令和3年）</u>により公表されたもので、洪水の規模は次のような大雨を想定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>洪水の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>境川・柏尾川・<u>滝川・白旗川</u></td> <td>想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量632mm）</td> </tr> <tr> <td>引地川・蓼川・<u>小糸川・不動川・一色川</u></td> <td>想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量412mm）</td> </tr> <tr> <td>目久尻川</td> <td>想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量398mm）</td> </tr> <tr> <td>小出川</td> <td>想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量354mm）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ハザードマップ</u>に示した区域以外にも、雨の降り方や土地利用の変化などにより浸水することがある。</p> <p>近年の局地的大雨や台風の強度増大は、<u>地球の温暖化</u>の影響によるといわれており、集中豪雨などの予測は非常に難しい。</p> <p>また、平成27年に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の対象となる降雨が、「河川整備の目標とする降雨」から「想定し得る最大規模の降雨」に高められ、平成28年に国土交通省、<u>平成29年</u>に神奈川県が発表した相模川の洪水浸</p>	河川	洪水の規模	境川・柏尾川・ <u>滝川・白旗川</u>	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量632mm）	引地川・蓼川・ <u>小糸川・不動川・一色川</u>	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量412mm）	目久尻川	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量398mm）	小出川	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量354mm）	<p>本市では、境川・柏尾川、引地川・蓼川、目久尻川、小出川が大雨によって増水し、堤防の決壊などにより水があふれた場合に想定される浸水範囲とその浸水の程度、及び土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、避難場所等を示した土砂災害・洪水ハザードマップを作成している。</p> <p><u>地図</u>に示した洪水浸水想定区域は、神奈川県により公表された（平成30年）もので、洪水の規模は次のような大雨を想定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>洪水の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>境川・柏尾川</td> <td>想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量632mm）</td> </tr> <tr> <td>引地川・蓼川</td> <td>想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量412mm）</td> </tr> <tr> <td>目久尻川</td> <td>想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量398mm）</td> </tr> <tr> <td>小出川</td> <td>想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量354mm）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>地図</u>に示した区域以外にも、雨の降り方や土地利用の変化などにより浸水することがある。</p> <p>近年の局地的大雨や台風の強度増大は、<u>温室効果ガスの大気中濃度上昇による地球規模気候変動</u>の影響によるといわれており、集中豪雨などの予測は非常に難しい。</p> <p>また、平成27年に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の対象となる降雨が、「河川整備の目標とする降雨」から「想定し得る最大規模の降雨」に高められ、平成28年に国土交通省<u>及び</u>神奈川県が発表した相模川の洪水浸水想定区</p>	河川	洪水の規模	境川・柏尾川	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量632mm）	引地川・蓼川	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量412mm）	目久尻川	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量398mm）	小出川	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量354mm）
河川	洪水の規模																							
境川・柏尾川・ <u>滝川・白旗川</u>	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量632mm）																							
引地川・蓼川・ <u>小糸川・不動川・一色川</u>	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量412mm）																							
目久尻川	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量398mm）																							
小出川	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量354mm）																							
河川	洪水の規模																							
境川・柏尾川	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量632mm）																							
引地川・蓼川	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量412mm）																							
目久尻川	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量398mm）																							
小出川	想定し得る最大規模の降雨（流域24時間総雨量354mm）																							

各論Ⅱ  
第1部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>水想定区域に本市の一部が指定されている。</p> <p>平成27年の水防法改正により、高潮に対する避難体制の充実・強化のため、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域を指定・公表する制度が創設された。この水防法の規定に基づき、<u>令和3</u>年5月28日に相模灘沿岸における高潮浸水想定区域が指定・公表され、<u>同年8月31日に高潮浸水想定区域の一部が修正された。</u></p>	<p>域に本市の一部が指定されている。</p> <p>平成27年の水防法改正により、高潮に対する避難体制の充実・強化のため、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域を指定・公表する制度が創設された。この水防法の規定に基づき、<u>2021</u>年5月28日に相模灘沿岸における高潮浸水想定区域が指定・公表されている。</p>

各論Ⅱ  
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
5	-	406	<p>【主な事業】            &lt;略&gt;            2 河川改修の促進            総合治水対策に基づき、境川、引地川で県が進めている遊水地整備等について、市は協力連携して、促進を図る。</p>	<p>【主な事業】            &lt;略&gt;            2 河川改修の促進            総合治水対策に基づき、境川、引地川で県が進めている遊水地整備について、市は協力連携して、促進を図る。</p>

各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
2	-	415	<p><b>【現状】</b></p> <p>風水害等の災害発生時に、その被害を最小限にとどめ、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要である。</p> <p>情報収集、伝達手段として、災害対策本部においては衛星電話、防災行政無線による伝達装置、また、各地区防災拠点及び指定避難所等を結ぶMCA無線機が整備されている。さらに、市民に対して、防災ラジオ、スマートフォンアプリ、ウェブサイト、<u>緊急速報メール</u>等での防災情報の配信を行っている。</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>風水害等の災害発生時に、その被害を最小限にとどめ、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要である。</p> <p>情報収集、伝達手段として、災害対策本部においては衛星電話、防災行政無線による伝達装置、また、各地区防災拠点及び指定避難所等を結ぶMCA無線機が整備されている。さらに、市民に対して、防災ラジオ、スマートフォンアプリ、ウェブサイト、<u>エリアメール</u>等での防災情報の配信を行っている。</p>
2	-	415	<p><b>【課題】</b></p> <p>災害対策に関する各種システムが、施設の被災、停電により十分機能しない場合、迅速な災害応急対策活動に支障が生ずるため、安全性の強化とバックアップ体制が課題となっている。</p> <p>日ごろの災害対応では、被害情報を中心に情報収集を進めているが、大規模災害発生時には、迅速な初動体制の確保や被災者支援のための被害状況や応急対策需要量の推計など現行システムでは収集できない情報を的確に把握する必要がある。</p> <p>特に、大規模な<u>風水害</u>に関しては、大雨、高潮、強風の状況など気象状況や河川の水位や流量、土砂災害に関する情報などを迅速にかつ正確に収集し、予測される災害リスクを分析する必要がある。</p>	<p><b>【課題】</b></p> <p>災害対策に関する各種システムが、施設の被災、停電により十分機能しない場合、迅速な災害応急対策活動に支障が生ずるため、安全性の強化とバックアップ体制が課題となっている。</p> <p>日ごろの災害対応では、被害情報を中心に情報収集を進めているが、大規模災害発生時には、迅速な初動体制の確保や被災者支援のための被害状況や応急対策需要量の推計など現行システムでは収集できない情報を的確に把握する必要がある。</p> <p>特に、大規模な水害に関しては、大雨、高潮、強風の状況など気象状況や河川の水位や流量、土砂災害に関する情報などを迅速にかつ正確に収集し、予測される災害リスクを分析する必要がある。</p>
7	-	422	<p><b>【現状】</b></p> <p>本市は、風水害時に家屋の浸水や崖崩れの危険性がある場合などにおいて、安全かつ迅速な避難誘導を行えるよう、また、市民の避難先を明確にするため、指定緊急避難場所等の考え方を示している。指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）は、風水害による危険性から、緊急的にかつ一時的に身を守るため、避難する</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>本市は、風水害時に家屋の浸水や崖崩れの危険性がある場合などにおいて、安全かつ迅速な避難誘導を行えるよう、また、市民の避難先を明確にするため、指定緊急避難場所等の考え方を示している。指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）は、風水害による危険性から、緊急的にかつ一時的に身を守るため、避難する</p>



各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>施設として、市民センター・公民館、小中学校、市民の家などを市が指定している。損壊によって住宅を失った市民（二次災害の危険のある市民を含む）が一定の期間、避難生活を送る場合は、市が指定する指定避難所を使用する。</p> <p><u>避難情報に関しては、内閣府により平成17年に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が策定され、その後、広島市で発生した甚大な土砂災害や東日本大震災、平成30年7月豪雨などの教訓を踏まえ、改定が重ねられてきた。</u></p> <p><u>さらに、令和元年台風第19号で住民避難が遅れたこと等の課題を踏まえ、警戒レベル4の避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとするとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に、直ちに安全確保を促すことができることとするなどの、災害対策基本法の改正（令和3年5月）を踏まえ、「避難情報に関するガイドライン」として改定（同年同月）された。</u></p> <p><u>また、高齢者等の避難支援については、令和元年台風第19号や令和2年7月豪雨における犠牲者の高齢者割合が高いこと等を踏まえ、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化される規定を創設するなど、令和3年5月に災害対策基本法が改正されたことを受け、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定（同年同月）された。</u></p>	<p>施設として、市民センター・公民館、小中学校、市民の家などを市が指定している。損壊によって住宅を失った市民（二次災害の危険のある市民を含む）が一定の期間、避難生活を送る場合は、市が指定する指定避難所を使用する。</p> <p><u>「避難勧告等に関するガイドライン」については、平成26年8月に広島市で発生した土砂災害等を受け、中央防災会議の防災対策実行会議の下に設置された「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」による報告や平成27年5月の水防法改正等を踏まえ、平成27年8月に一部改定された。</u></p> <p><u>平成28年には台風第10号による水害で高齢者の被災が相次いだことから、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため、平成29年1月に「同ガイドライン」に規定されている避難情報の名称について、「避難準備情報」は「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」は「避難指示（緊急）」に変更された。平成31年3月にはガイドラインの一部改定が行われ、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、住民が主体的に避難行動をとれるよう5段階の警戒レベルによるわかりやすい防災情報を提供して避難行動等を支援することなどが示された。</u></p> <p><u>また、高齢者等の避難支援についても、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年8月、これまでのガイドラインを全面改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されている。</u></p> <p><u>令和3年9月24日現在、神奈川県によって土砂災害警戒区域189区域（うち土砂災害特別警戒区域179区域）が指定されている。</u></p> <p><u>令和3年5月からは、本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生したことや、避難勧告と指示の違いも十分に理解されていなかったという課題を踏まえ、避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報の在り方が包</u></p>

各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
				<u>括的に見直された。</u>
7	-	422	<p>【課題】</p> <p>近年、各地で発生している風水害等において、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令されていないことや、住民への迅速・確実な伝達が難しいこと、或いは避難指示等が伝わっても住民が避難しないことなどが課題となっている。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>【課題】</p> <p>避難場所の分類については、必ずしもどのようなときに避難すべき場所なのか明確になっておらず、住民等が日頃、防災計画を作成するにあたり支障をきたすことが想定されるため、分類を見直し、それに基づき個別の避難場所を指定する必要がある。</p> <p>近年、各地で発生している風水害等において、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令されていないことや、住民への迅速・確実な伝達が難しいこと、或いは避難指示等が伝わっても住民が避難しないことなどが課題となっている。</p> <p>&lt;略&gt;</p>
7	-	423	<p>【主な事業】</p> <p>1 避難指示等の発令基準の見直し</p> <p>市は、「避難<u>情報</u>に関するガイドライン」を参考に作成した、避難指示等の発令判断マニュアルについて、今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、見直しを行う。</p> <p>判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断する。</p> <p>避難に際しては、要配慮者、特に避難行動要支援者に配慮するため、「高齢者等避難」を位置づける。</p>	<p>【主な事業】</p> <p>1 避難指示等の発令基準の見直し</p> <p>市は、「避難<u>指示等</u>に関するガイドライン」を参考に作成した、避難指示等の発令判断マニュアルについて、今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、見直しを行う。</p> <p>判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断する。</p> <p>避難に際しては、要配慮者、特に避難行動要支援者に配慮するため、「高齢者等避難」を位置づける。</p>
7	-	426	<p>1 2 ペット対策</p>	<p>1 2 ペット対策</p> <p><u>市は、飼い主不明かつ負傷した犬、猫等の円滑な救護を図るため、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、藤沢市獣医師会と連携して動物救護活動を行うとともに、県が作成した「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、飼い主に対し普段からの備え等の普及啓発を行い、災害時に備える。</u></p>

各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>ペット避難ができる指定緊急避難場所に限られていることから、市内全域から車両でペットと避難が可能な施設として秋葉台文化体育館を指定した。</p> <p><u>詳細は、各論Ⅰ第3部第6章8を準用する。</u></p>	<p><u>また、指定避難所におけるペットの扱いについては、泣き声や衛生面等に関する問題から、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り、「避難所運営マニュアル」に位置づける。</u></p> <p>ペット避難ができる指定緊急避難場所に限られていることから、市内全域から車両でペットと避難が可能な施設として秋葉台文化体育館を指定した。</p>
7	-	426	<p>15 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・整備</p> <p><u>指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・整備については、各論Ⅰ第3部第6章11を準用する。</u></p>	<p>15 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・整備</p> <p><u>市は、市民等の安全な避難先を確保することを目的に、従来の避難場所（広域避難場所・避難施設・津波一時避難場所・津波避難ビル・水害避難所）を基本として、災害対策基本法に基づき、切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための「指定避難所」に区分し、指定基準を平成30年4月に定めた。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>
8	-	428	<p>【取組の方向】</p> <p>風水害等の発生の恐れがある場合又は風水害等が発生したときに避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）における要配慮者向けスペースや駐車スペース等の有無の公表に努めるとともに、指定避難所が開催された場合においては、要配慮者向けスペースの確保、地区防災拠点本部における福祉避難所（一次）の確立及び、さらにその後の受入先となる福祉施設等（福祉避難所（二次））との連携協力体制の確立に努める。なお、要配慮者の身体等の状況や介護者の有無等を踏まえ、医療機関や福祉避難所（一次及び二次）等への移</p>	<p>【取組の方向】</p> <p>風水害等の発生の恐れがある場合又は風水害等が発生したときに避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）における要配慮者向けスペースや駐車スペース等の有無の公表に努めるとともに、指定避難所が開催された場合においては、要配慮者向けスペースの確保、地区防災拠点本部における福祉避難所（一次）の確立及び、さらにその後の受入先となる福祉施設等（福祉避難所（二次））との連携協力体制の確立に努める。なお、要配慮者の身体等の状況や介護者の有無等を踏まえ、医療機関や福祉避難所（一次及び二次）等への移</p>

各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>送の必要性について考慮する必要がある。</p> <p><u>市は、個別避難計画の作成に向けて、庁内横断的連携により取り組むとともに、地域団体等との協力体制の構築を図る。</u></p>	<p>送の必要性について考慮する必要がある。</p>
8	-	428	<p>【主な事業】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 対象別要配慮者対策</p> <p><u>対象別要配慮者対策の詳細は、各論Ⅰ第3部第8章3を準用する。</u></p> <p>4 避難体制</p> <p><u>避難体制の詳細は、各論Ⅰ第3部第8章4を準用する。</u></p> <p>5 防災知識の普及、防災訓練の実施</p>	<p>【主な事業】</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>3 対象別要配慮者対策</p> <p><u>(1) 難病者、人工透析患者、精神障がい者、発達障がい者、妊婦・乳幼児への対策</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><u>(5) 外国人への対策</u></p> <p><u>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害発生時に迅速かつ的確な避難行動をとれるように、普段から広報体制、防災知識の普及活動に努め、外国人等の支援体制の強化を図る。</u></p> <p><u>なお、訪日外国人旅行者の安全確保を図るため、国土交通省官公庁が平成26年10月に定めた「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」を基に具体的な対策の整備を図る。</u></p> <p>4 避難体制</p> <p><u>要配慮者の避難誘導について、避難順位、避難路、避難後の対応等、被災した要配慮者等の生活の確保を考慮した地域ぐるみの避難誘導体制の確立を図る。</u></p> <p><u>被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、社会福祉施設、地域住民、自主防災組織やボランティア組織、県及び他の地方公共団体等の応援協力体制の確立に努める。</u></p> <p>5 防災知識の普及、防災訓練の実施</p>

各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<u>防災知識の普及、防災訓練の実施の詳細は、各論Ⅰ第3部第8章5を準用する。</u>	<u>要配慮者及びその家族に対して、パンフレット、小冊子等を配布するなど広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する啓発活動に努める。</u>
12	-	434	<p>【現状】</p> <p>発災時における災害応急活動や広域的緊急輸送を円滑に行うには、幹線道路、物資受入港及びヘリポートの確保が極めて重要である。</p> <p>東日本大震災では、自動車専用道路をはじめとする幹線道路は、緊急輸送道路として、救援や復旧に役立つ道路として機能を発揮した。</p> <p>県警察は、防災拠点や都市間を結ぶ国道や主要な県道等のうち、<u>59</u>路線を緊急交通路指定想定路線として選定している。そのうち、本市内にかかる路線は9路線である。大規模災害発生時等に指定された緊急交通路では、緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受ける。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【取組の方向】</p> <p><u>緊急輸送計画に係る取組の方向の詳細は、各論Ⅰ第3部12章を準用する。</u></p> <p>【主な事業】</p> <p><u>緊急輸送計画に係る主な事業の詳細は、各論Ⅰ第3部第12章を準用する。</u></p>	<p>【現状】</p> <p>発災時における災害応急活動や広域的緊急輸送を円滑に行うには、幹線道路、物資受入港及びヘリポートの確保が極めて重要である。</p> <p>東日本大震災では、自動車専用道路をはじめとする幹線道路は、緊急輸送道路として、救援や復旧に役立つ道路として機能を発揮した。</p> <p>県警察は、防災拠点や都市間を結ぶ国道や主要な県道等のうち、<u>57</u>路線を緊急交通路指定想定路線として選定している。そのうち、本市内にかかる路線は9路線である。大規模災害発生時等に指定された緊急交通路では、緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受ける。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【取組の方向】</p> <p><u>県警察は、緊急交通路について、的確な交通情報、効果的な交通規制、緊急通行車両の事前届出制の運用により、災害時の交通規制の円滑化を図る。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>【主な事業】</p> <p><u>1 緊急輸送道路の耐震化及び復旧体制の整備</u></p> <p><u>市は、市が管理する橋りょうのさらなる耐震化を図るとともに、立体交差部、トンネル、橋りょう等の重要構造物の安全点検を進める。また、応急復旧のための資機材について事前の備蓄を検討するとともに、災害時における建設業者との協力体制の充実強化、道路管理者相互の連携強化に努める。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>

各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
13	-	436	<p><b>【主な事業】</b>  <u>ライフラインの応急復旧対策計画に係る主な事業の詳細は、各論Ⅰ第3部第14章を準用する。</u></p>	<p><b>【主な事業】</b>  <u>1 下水道対策</u>  <u>市は、下水道について、具体的な復旧活動のマニュアル整備、広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進める。</u>  <u>災害時に、汚水を排水する機能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道の機能を早期に復旧するよう、対策を進める。</u>  <u>&lt;略&gt;</u></p>
16	-	439	<p><b>【現状】</b>  &lt;略&gt;  近年、日本各地で竜巻は年間平均約 <u>23</u> 件（2007 年～<u>2017</u> 年、海上竜巻を除く）発生している。  平成 24 年 5 月につくば市を中心に発生した竜巻では甚大な被害が発生している。  本市においても、平成 18 年に白旗地区、平成 22 年に鶯沼地区で竜巻と思われる突風が発生し、また、平成 27 年にも竜巻と思われる突風が発生し、六会地区を中心に街路樹が倒れるほか屋根が吹き飛ぶなどの被害を受けている。  &lt;略&gt;  <b>【取組の方向】</b>  突風による被害に対しては、予防措置等をとることにより、被害を少なくすることを目指す。  国が作成している「<u>竜巻から身を守る～竜巻注意情報～</u>」を基本に、竜巻等についての知識と身の守り方を一人ひとりが学ぶことを目指す。</p>	<p><b>【現状】</b>  &lt;略&gt;  近年、日本各地で竜巻は年間平均約 <u>25</u> 件（2007 年～<u>2014</u> 年、海上竜巻を除く）発生している。  平成 24 年 5 月につくば市を中心に発生した竜巻では甚大な被害が発生している。  本市においても、平成 18 年に白旗地区、平成 22 年に鶯沼地区で竜巻と思われる突風が発生し、また、平成 27 年にも竜巻と思われる突風が発生し、六会地区を中心に街路樹が倒れるほか屋根が吹き飛ぶなどの被害を受けている。  &lt;略&gt;  <b>【取組の方向】</b>  突風による被害に対しては、予防措置等をとることにより、被害を少なくすることを目指す。  国が作成している「<u>竜巻等突風対策とその対応</u>」を基本に、竜巻等についての知識と身の守り方を一人ひとりが学ぶことを目指す。</p>
18	-	443	<p><b>【現状】</b>  令和 2 年度には、大規模噴火時の広域降灰対策検討WGにおいて、大規模噴</p>	<p><b>【現状】</b>  令和 2 年度には、大規模噴火時の広域降灰対策検討WGにおいて、大規模噴</p>

各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>火時の降灰対策の検討を行う際の前提が検討され、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方について、富士山の宝永噴火規模の噴火をモデルケースにして検討した結果が報告された。また、富士山火山防災協議会が富士山ハザードマップを17年ぶりに改定し、溶岩流が小田原市・南足柄市・山北町・松田町・開成町・大井町・<u>相模原市</u>まで到達するシミュレーション結果が公表されたが、降灰に関しては、国の検討が進んでいることもあり、影響範囲は見直されなかった。</p> <p><u>令和4年度には、神奈川県が設置する富士・箱根火山対策連絡会議の火山灰除灰・処分ワーキンググループにおいて、降灰の影響と対策について、県・市町村・関係機関で認識共有を図った。</u></p>	<p>火時の降灰対策の検討を行う際の前提が検討され、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方について、富士山の宝永噴火規模の噴火をモデルケースにして検討した結果が報告された。また、富士山火山防災協議会が富士山ハザードマップを17年ぶりに改定し、溶岩流が小田原市・南足柄市・山北町・松田町・開成町・大井町まで到達するシミュレーション結果が公表されたが、降灰に関しては、国の検討が進んでいることもあり、影響範囲は見直されなかった。</p>

各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
18	-	444	<p>凡例：          —— 法令（気象業務法等）による通報系統          - - - 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統          —— 地域防災計画、行政協定その他による伝達系統          ● オンライン          ◎ 防災情報提供システム（専用線）          ○ 専用電話・FAX          △ 加入電話・FAX          □ 県防災行政通信網等          ◇ 市町村防災行政無線等          ◆ 自営無線等          □ 法令により、気象官署から、警報事項を受領する機関</p>	<p>凡例          —— 法令（気象業務法等）による通報系統          - - - 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統          —— 地域防災計画、行政協定その他による伝達系統          ● オンライン          ◎ 防災情報提供システム（専用線）          ○ 専用電話・FAX          △ 加入電話・FAX          □ 県防災行政通信網等          ◇ 市町村防災行政無線等          ◆ 自営無線等          □ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関</p>
19	1	446	<p>本節は、水防法第15条第1項に基づき、洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置を講じる必要があると認められる次の要配慮者利用施設を定めるものである。</p> <p>市は、各施設の所有者又は管理者に対し、メールマガジン等により洪水予報等を伝達するものとする。</p> <p>また、各施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避</p>	<p>本節は、水防法第15条第1項に基づき、洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置を講じる必要があると認められる次の要配慮者利用施設を定めるものである。</p> <p>市は、各施設の所有者又は管理者に対し、メールマガジン等により洪水予報等を伝達するものとする。</p> <p>また、各施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避</p>



各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない（同法第15条の3第1項）。</p> <p>要配慮者利用施設の範囲は、洪水浸水想定区域内に所在する施設のうち、次のものとする。</p> <p><u>なお、該当する施設の名称及び所在地は、「資料編」に定める。</u></p>	<p>難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない（同法第15条の3第1項）。</p> <p>要配慮者利用施設の範囲は、洪水浸水想定区域内に所在する施設のうち、次のものとする。</p>
19	2	446	<p>本節は、土砂災害防止法第8条第1項に基づき、土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置を講じる必要があると認められる要配慮者利用施設を定めるものである。</p> <p>市は、各施設の所有者又は管理者に対し、メールマガジン等により土砂災害に関する情報、予報及び警報を伝達するものとする。</p> <p>また、各施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない（同法8条の2第1項）。</p> <p>要配慮者利用施設の範囲は、土砂災害警戒区域内に所在する施設のうち、次のものとする。</p> <p><u>なお、該当する施設の名称及び所在地は、「資料編」に定める。</u></p>	<p>本節は、土砂災害防止法第8条第1項に基づき、土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置を講じる必要があると認められる要配慮者利用施設を定めるものである。</p> <p>市は、各施設の所有者又は管理者に対し、メールマガジン等により土砂災害に関する情報、予報及び警報を伝達するものとする。</p> <p>また、各施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない（同法8条の2第1項）。</p> <p>要配慮者利用施設の範囲は、土砂災害警戒区域内に所在する施設のうち、次のものとする。</p>
19	3	447	<p>本節は、水防法第15条第1項に基づき、高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置を講じる必要があると認められる次の要配慮者利用施設を定めるものである。</p> <p>市は、各施設の所有者又は管理者に対し、メールマガジン等により高潮警報等を伝達するものとする。</p> <p>また、各施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない（同法第15条の3第1項）。</p>	<p>本節は、水防法第15条第1項に基づき、高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保のための措置を講じる必要があると認められる次の要配慮者利用施設を定めるものである。</p> <p>市は、各施設の所有者又は管理者に対し、メールマガジン等により高潮警報等を伝達するものとする。</p> <p>また、各施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない（同法第15条の3第1項）。</p>

各論Ⅱ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			要配慮者利用施設の範囲は、高潮浸水想定区域内に所在する施設のうち、次のものとする。 <u>なお、該当する施設の名称及び所在地は、「資料編」に定める。</u>	要配慮者利用施設の範囲は、高潮浸水想定区域内に所在する施設のうち、次のものとする。

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
1	5	455	<u>災害対策資源の確保と活用の詳細は、各論Ⅰ第4部第1章第4節を準用する</u>	<p><u>1 拠点施設の機能の確保</u></p> <p><u>市は、災害直後における情報収集・伝達を速やかに行うため、災害対策の拠点となる防災センターの非常用通信手段や観測・監視装置、情報システム、電源を確保する。</u></p> <p><u>ア 通信の確保</u></p> <p><u>イ 情報システム等の確認と復旧</u></p> <p><u>ウ 電源の確保</u></p> <p><u>&lt;略&gt;</u></p>
2	1	456	<p>1 気象情報等の発表等</p> <p>(1) 注意や警戒の喚起</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>① 特別警報、警報及び注意報の種類</p> <p>横浜地方気象台が発表する特別警報、警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりである。</p> <p>特別警報は、<u>大雨や強風等の気象現象により予想される現象が特に異常であるため</u>、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u>とき</u>に行う。</p> <p>警報は、<u>大雨や強風等の気象現象により</u>、重大な災害が<u>発生するおそれがあるとき</u>に行う。また、注意報は、<u>大雨や強風等の気象現象により災害が発生するおそれがあるとき</u>に行う。</p> <p>特別警報の種類は、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報、波浪特別警報及び高潮特別警報である。</p> <p>警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、波浪警報及び高潮警報である。</p>	<p>1 気象情報等の発表等</p> <p>(1) 注意や警戒の喚起</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>① 特別警報、警報及び注意報の種類</p> <p>横浜地方気象台が発表する特別警報、警報及び注意報の種類及び運用の概要は、次のとおりである。</p> <p>特別警報は、<u>気象等の現象により</u>、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u>と予想される場合</u>に行う。</p> <p>警報は、<u>気象等の現象により</u>、重大な災害が<u>起こるおそれがある</u>と<u>予想される場合</u>に行う。また、注意報は、<u>気象等の現象により、被害が予想される場合</u>に行う。</p> <p>特別警報の種類は、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報、波浪特別警報及び高潮特別警報である。</p> <p>警報の種類は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、波浪警報及び高潮警報である。</p> <p><u>なお、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まっ</u></p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）				
			<p>&lt;略&gt;</p> <p>⑤土砂災害警戒情報</p> <p>神奈川県と横浜地方気象台は、<u>大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに</u>、市長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう共同で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p><u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。</u></p> <p><u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p>	<p>たとき、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と横浜地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>⑤土砂災害警戒情報</p> <p>神奈川県と横浜地方気象台は、<u>大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき</u>、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう共同で土砂災害警戒情報を発表する。</p>				
2	1	458	<p>⑥ <u>キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等</u></p> <p>表 4-1 <u>キキクル等の種類と概要</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※</td> <td> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p>⑥ <u>土砂災害メッシュ情報</u></p> <p><u>土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5km四方の領域(メッシュ)毎に階級表示した情報で、解析時刻、1時間先予測、2時間先予測を分布図で表示するもので、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができる。</u></p>
種類	概要							
大雨土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>							

各論Ⅱ  
第4部

章 節 頁			修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p><u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u></p> <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p><u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> <p><u>流域雨量指数の予測値</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>※「災害切迫」(黒)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p> <p>※以降、各論Ⅱ第4部の表番号繰り下げを適用</p>	
2	1	458	<p>⑦ 地方海上警報</p> <p>気象庁は、船舶の航行の安全に資するため、神奈川県沿岸を含む関東海域に対し地方海上警報を発表する。</p>	<p>⑦ 土砂災害緊急情報</p> <p>土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民へ避難の指示等を行えるよう、河道閉塞や火山噴火に起因する</p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）																																								
			<p>発表された地方海上警報は、第三管区海上保安本部運用司令センターから無線通信により関係船舶に通報する。</p> <p><b>⑧ 土砂災害緊急情報（横浜気象台の発表とは別）</b></p> <p>土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民へ避難の指示等を行えるよう、河道閉塞や火山噴火に起因する土石流等については国土交通省が、地滑りについては県が緊急調査を行い、市町村に被害の想定される区域・時期の情報を提供するものである。</p>	<p>土石流等については国土交通省が、地滑りについては県が緊急調査を行い、市町村に被害の想定される区域・時期の情報を提供するものである。</p> <p><b>⑧ 地方海上警報</b></p> <p>気象庁<b>予報部</b>は、船舶の航行の安全に資するため、神奈川県沿岸を含む関東海域に対し地方海上警報を発表する。</p> <p>発表された地方海上警報は、第三管区海上保安本部運用司令センターから無線通信により関係船舶に通報する。</p>																																								
2	1	459	<p>表 4-2 特別警報の種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 <b>警戒レベル5相当</b></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td rowspan="2">風や同程度の温帯低気圧により</td> <td>高潮になると予想される場合 <b>警戒レベル4相当</b></td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 <b>警戒レベル5相当</b>		暴風	数十年に一度の強度の台風	暴風が吹くと予想される場合	高潮	風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合 <b>警戒レベル4相当</b>	波浪	高波になると予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		<p>表 4-1 特別警報の種類及び発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、<b>若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</b></td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td rowspan="2">台風や同程度の温帯低気圧により</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 <b>若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</b>		暴風	数十年に一度の強度の	暴風が吹くと予想される場合	高潮	台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合	波浪	高波になると予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
現象の種類	基準																																											
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 <b>警戒レベル5相当</b>																																											
暴風	数十年に一度の強度の台風	暴風が吹くと予想される場合																																										
高潮	風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合 <b>警戒レベル4相当</b>																																										
波浪		高波になると予想される場合																																										
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																											
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																											
現象の種類	基準																																											
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 <b>若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</b>																																											
暴風	数十年に一度の強度の	暴風が吹くと予想される場合																																										
高潮	台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合																																										
波浪		高波になると予想される場合																																										
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																											
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																											

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）																																																
2	1	459	<p>表 4-3 警報・注意報基準一覧表 (発表官署 横浜地方気象台、令和2年8月6日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">警報</td> <td>大雨 (土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>小出川流域=6.3 目久尻川流域=14.1 境川流域=27 柏尾川流域=21.6 引地川流域=19.4 蓼川流域=9.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1</td> <td>柏尾川流域=(9, 19.4) 蓼川流域=(9, 8.8)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>相模川下流 [神川橋]、 相模川中流 [相模大橋]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>小出川流域=5 目久尻川流域=11.2 境川流域=21.6 柏尾川流域=17.2 引地川流域=15.5 蓼川流域=7.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1</td> <td>境川流域=(10, 17.3) 柏尾川流域=(6, 17.2) 蓼川流域=(6, 7.8)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>—</td> </tr> </table>	警報	大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	113	洪水	流域雨量指数基準	小出川流域=6.3 目久尻川流域=14.1 境川流域=27 柏尾川流域=21.6 引地川流域=19.4 蓼川流域=9.8	複合基準*1	柏尾川流域=(9, 19.4) 蓼川流域=(9, 8.8)	指定河川洪水予報による基準	相模川下流 [神川橋]、 相模川中流 [相模大橋]	注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	土壌雨量指数基準	73	洪水	流域雨量指数基準	小出川流域=5 目久尻川流域=11.2 境川流域=21.6 柏尾川流域=17.2 引地川流域=15.5 蓼川流域=7.8	複合基準*1	境川流域=(10, 17.3) 柏尾川流域=(6, 17.2) 蓼川流域=(6, 7.8)	指定河川洪水予報による基準	—	<p>表 4-2 警報・注意報基準一覧表 (発表官署 横浜地方気象台、令和元年5月29日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">警報</td> <td>大雨 (土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>小出川流域=4 目久尻川流域=13 境川流域=27.5 柏尾川流域=23.3 引地川流域=20.2 蓼川流域=10.3</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>相模川流域 [神川橋]、 相模川中流 [相模大橋]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>小出川流域=3.2 目久尻川流域=10.4 境川流域=22 柏尾川流域=18.6 引地川流域=16.1 蓼川流域=8.2</td> </tr> <tr> <td>複合基準*1</td> <td>目久尻川流域=(6, 10.4) 境川流域=(10, 17.6)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>—</td> </tr> </table>	警報	大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	105	洪水	流域雨量指数基準	小出川流域=4 目久尻川流域=13 境川流域=27.5 柏尾川流域=23.3 引地川流域=20.2 蓼川流域=10.3	複合基準*1	—	指定河川洪水予報による基準	相模川流域 [神川橋]、 相模川中流 [相模大橋]	注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	土壌雨量指数基準	63	洪水	流域雨量指数基準	小出川流域=3.2 目久尻川流域=10.4 境川流域=22 柏尾川流域=18.6 引地川流域=16.1 蓼川流域=8.2	複合基準*1	目久尻川流域=(6, 10.4) 境川流域=(10, 17.6)	指定河川洪水予報による基準	—
警報	大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	113																																																	
	洪水	流域雨量指数基準	小出川流域=6.3 目久尻川流域=14.1 境川流域=27 柏尾川流域=21.6 引地川流域=19.4 蓼川流域=9.8																																																	
		複合基準*1	柏尾川流域=(9, 19.4) 蓼川流域=(9, 8.8)																																																	
		指定河川洪水予報による基準	相模川下流 [神川橋]、 相模川中流 [相模大橋]																																																	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11																																																	
		土壌雨量指数基準	73																																																	
	洪水	流域雨量指数基準	小出川流域=5 目久尻川流域=11.2 境川流域=21.6 柏尾川流域=17.2 引地川流域=15.5 蓼川流域=7.8																																																	
		複合基準*1	境川流域=(10, 17.3) 柏尾川流域=(6, 17.2) 蓼川流域=(6, 7.8)																																																	
		指定河川洪水予報による基準	—																																																	
警報	大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	105																																																	
	洪水	流域雨量指数基準	小出川流域=4 目久尻川流域=13 境川流域=27.5 柏尾川流域=23.3 引地川流域=20.2 蓼川流域=10.3																																																	
		複合基準*1	—																																																	
		指定河川洪水予報による基準	相模川流域 [神川橋]、 相模川中流 [相模大橋]																																																	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10																																																	
		土壌雨量指数基準	63																																																	
	洪水	流域雨量指数基準	小出川流域=3.2 目久尻川流域=10.4 境川流域=22 柏尾川流域=18.6 引地川流域=16.1 蓼川流域=8.2																																																	
		複合基準*1	目久尻川流域=(6, 10.4) 境川流域=(10, 17.6)																																																	
		指定河川洪水予報による基準	—																																																	

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
2	1	461	<p>(2) 気象情報の伝達</p> <p>横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。</p> <p>発表された情報は、気象台から<u>特別警報・警報・注意報</u>に準じて関係機関に伝達する。</p> <p><u>① 早期注意情報（警報級の可能性）</u></p> <p><u>5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。</u></p> <p><u>当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県）で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p> <p><u>② 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</u></p> <p>全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。</p> <p>気象情報は、<u>特別警報・警報・注意報</u>に先立って現象を予告し、注意を喚起する場合や<u>特別警報・警報・注意報</u>が発表された後の現象の経過や予想、防災上の<u>留意点</u>を解説する場合等に発表される。</p> <p><u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」という</u></p>	<p>(2) 気象情報の伝達</p> <p>横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。</p> <p>発表された情報は、気象台から警報・注意報に準じて関係機関に伝達する。</p> <p><u>① 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</u></p> <p>全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。</p> <p>気象情報は、警報・注意報に先立って現象を予告し、注意を喚起する場合や警報・注意報が発表された後の現象の経過や予想、防災上の<u>留意点</u>を解説する場合等に発表する。</p>



各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p><u>キーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。</u></p> <p>③ 記録的短時間大雨情報</p> <p><u>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（運用基準は、1時間雨量が100mm以上）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u></p> <p>④ 竜巻注意情報</p> <p><u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p><u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u></p>	<p>② 記録的短時間大雨情報</p> <p><u>県内に大雨警報が発表されている時に、数年に1度程度しか発生しないような短時間の大雨が観測或いは解析された場合（運用基準は、1時間雨量が100mm）には、「記録的短時間大雨情報」を発表して県民や防災関係者に警戒を呼びかける。</u></p> <p>③ 竜巻注意情報</p> <p><u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合には、「竜巻注意情報」を発表して県民や防災関係者に注意を呼びかける。</u></p> <p><u>また、気象ドップラーレーダーによる観測などから、竜巻などの激しい突風の発生しやすい地域の詳細な分布と、1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」を気象庁のホームページで提供する。</u></p>
2	1	462	<p>(3) 各種気象通報</p> <p>①火災気象通報</p> <p>横浜地方気象台は、<u>消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められたときは次のいずれかの基準により神奈川県知事に対して</u></p>	<p>(3) 各種気象通報</p> <p>①火災気象通報</p> <p>横浜地方気象台は、<u>県内の気象条件が火災の予防上危険であると認めるときは、次の基準により県災害情報管理システム又は県防災行政通信網 FAX によ</u></p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>通報する。</p> <p><u>ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。</u></p> <p>ア 実効湿度 55%以下で、最小湿度 35%以下になる見込みのとき</p> <p>イ <u>陸上で毎秒 12メートル</u>以上の平均風速が予想されるとき</p> <p><u>*実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とする。</u></p> <p>県は、火災気象通報を市長に伝達する。</p>	<p><u>り県（くらし安全防災局）に通報する。</u></p> <p>ア 実効湿度が 55%以下で、最小湿度が 35%以下になる見込みのとき。</p> <p>イ 毎秒 12m 以上の平均風速が予想されるとき <u>（降雨、降雪時においては、通報を行わない場合がある。）</u>ただし、実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とする。</p> <p>県は、火災気象通報を市長に伝達する。</p>
2	1	463	<p>（4）地方海上警報の種類、海域及び伝達系統</p> <p>① 地方海上警報の種類</p> <p>地方海上警報の種類は、次のとおり。</p> <p>表 4-5 地方海上警報の種類</p> <p>海上台風警報</p> <p>台風により風力階級 12 の場合</p>	<p>（4）地方海上警報の種類、海域及び伝達系統</p> <p>① 地方海上警報の種類</p> <p>地方海上警報の種類は、次のとおり。</p> <p>表 4-4 地方海上警報の種類</p> <p>海上台風警報</p> <p>台風により風力階級 12 <u>以上</u>の場合</p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
2	1	464		<p>図 4-2 特別警報、警報、注意報の伝達系統図</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 気象庁予報部からの伝達系統</li> <li>—— 横浜地方気象台からの伝達系統</li> <li>—— 特別警報の伝達系統</li> </ul>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）												
6	1	474	<p>1 避難情報について</p> <p><u>同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した令和元年台風第19号では、本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生するなど、避難勧告と避難指示の違いが住民に十分理解されていない等の課題が顕在化した。この課題を踏まえ、内閣府は、令和3年5月に「避難情報に関するガイドライン」を改定し、警戒レベル4の避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとするとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に、身の安全を可能な限り確保するため、相対的に安全である場所へ直ちに移動することを促せるなど、避難情報の改善が行われた。</u></p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて<u>5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」とその「行動を促す情報」（避難情報等）</u>とを関連付けるものである。</p>	<p>1 避難情報について</p> <p><u>平成30年7月豪雨では、様々な防災情報や避難情報が避難に生かされなかった事例が指摘され、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組を強化する方向で、平成31年3月に、避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）が改定され、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報を提供し、避難行動等を支援することなどが示された。令和3年3月には、災害対策基本法の改正により、避難勧告で避難すべきであることが理解されていないこと等を踏まえ、避難勧告と避難指示を避難指示に一本化された。</u></p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて<u>居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報</u>とを関連付けるものである。</p>												
6	1	474	<p>表 4-7 警戒レベルと立退き避難等が必要な居住者等に求める行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>立退き避難等が必要な居住者等に求める（居住者がとるべき）行動</th> <th>警戒レベル相当情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル1】 早期注意情報 <u>（警報級の可能性）において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合</u> （気象庁が発表）</td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	立退き避難等が必要な居住者等に求める（居住者がとるべき）行動	警戒レベル相当情報	【警戒レベル1】 早期注意情報 <u>（警報級の可能性）において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合</u> （気象庁が発表）	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。		<p>表 4-6 警戒レベルと立退き避難等が必要な居住者等に求める行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>立退き避難等が必要な居住者等に求める（居住者がとるべき）行動</th> <th>警戒レベル相当情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル1】 早期注意情報 （気象庁が発表）</td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> <td>・<u>早期注意情報</u></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	立退き避難等が必要な居住者等に求める（居住者がとるべき）行動	警戒レベル相当情報	【警戒レベル1】 早期注意情報 （気象庁が発表）	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	・ <u>早期注意情報</u>
警戒レベル	立退き避難等が必要な居住者等に求める（居住者がとるべき）行動	警戒レベル相当情報														
【警戒レベル1】 早期注意情報 <u>（警報級の可能性）において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合</u> （気象庁が発表）	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。															
警戒レベル	立退き避難等が必要な居住者等に求める（居住者がとるべき）行動	警戒レベル相当情報														
【警戒レベル1】 早期注意情報 （気象庁が発表）	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	・ <u>早期注意情報</u>														

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>【警戒レベル2】 <u>大雨・洪水・高潮</u>注意報※1 (気象庁が発表)</p> <p>ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</p> <p>・<u>氾濫注意情報</u> ・<u>洪水キキクル※2(注意・黄)</u> ・<u>土砂キキクル※3(注意・黄)</u></p>	<p>【警戒レベル2】 注意報 (気象庁が発表)</p> <p>ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</p> <p>・<u>大雨注意報</u> ・<u>洪水注意報</u> ・<u>高潮注意報</u></p>
			<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (藤沢市が発令)</p> <p>・高齢者等※4は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</p> <p>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> <p>・<u>氾濫警戒情報</u> ・<u>洪水警報</u> ・<u>大雨警報(土砂災害)</u> ・<u>洪水キキクル(警戒・赤)</u> ・<u>土砂キキクル(警戒・赤)</u> ・<u>高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</u></p>	<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (藤沢市が発令)</p> <p>・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 <u>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</u> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> <p>・<u>洪水警報</u> ・<u>洪水警報の危険度分布(警戒)</u> ・<u>大雨警報(土砂災害)</u> ・<u>土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)</u></p>
			<p>【警戒レベル4】 避難指示 (藤沢市が発令)</p> <p>・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</p> <p>・<u>土砂災害警戒情報</u> ・<u>洪水キキクル(危険・紫)</u> ・<u>土砂キキクル(危険・紫)</u> ・<u>高潮特別警報</u> ・<u>高潮警報</u></p>	<p>【警戒レベル4】 避難指示 (藤沢市が発令)</p> <p>・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</p> <p>・<u>洪水警報の危険度分布(非常に危険)</u> ・<u>土砂災害警戒情報</u> ・<u>土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険)</u> ・<u>高潮特別警報</u> ・<u>高潮警報</u></p>
			<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (藤沢市が発令)</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。※5</p> <p>・<u>氾濫発生情報</u> ・<u>大雨特別警報(浸水害)</u></p>	<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (藤沢市が発令)</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>・<u>大雨特別警報(浸水害)</u></p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p> <p>・大雨特別警報（土砂災害）※6 ・高潮氾濫発生情報</p>	<p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p> <p>・大雨特別警報（土砂災害） ・高潮氾濫発生情報</p>
			<p>※1 高潮注意報は、高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当する。</p> <p>※2 洪水警報の危険度分布</p> <p>※3 大雨警報（土砂災害）の危険度分布</p> <p>※4 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>※5 その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する等</p> <p>※6 大雨特別警報（土砂災害）が発表された際には、「土砂キキクル（災害切迫・黒）」を警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。</p>	<p>※1 指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等</p> <p>※2 その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動</p> <p>突発的な災害の場合、避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p>
6	1	476	<p>2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ウ 発令基準</p> <p>指定避難所の開設及び避難指示等の発令は、<u>下記 4-8「河川氾濫における避難指示等の発令基準基準」</u>を参考に、気象庁が発表する気象予報や巡回活動における報告、さらに想定外の事態にも対応できるよう、<u>隣接する市町の発令状況や浸水想定区域の住居等の状況を勘案し、</u>総合的に判断して実施する。</p> <p>なお、水位を観測していない河川においては、接続する水位周知河川に合わせて発令することを基本とするが、接続する水位周知河川が発令基準に達していても、堤防に浸水や浸食等が発見された場合は、水位を観測していない河川の避難すべき区域へ避難発令する。</p>	<p>2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>ウ 発令基準</p> <p>指定避難所の開設及び避難指示等の発令は、<u>次の基準</u>を参考に、気象庁が発表する気象予報や巡回活動における報告、さらに想定外の事態にも対応できるよう、総合的に判断して実施する。</p> <p>なお、水位を観測していない河川においては、接続する水位周知河川に合わせて発令することを基本とするが、接続する水位周知河川が発令基準に達していても、堤防に浸水や浸食等が発見された場合は、水位を観測していない河川の避難すべき区域へ避難発令する</p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）												
6	1	477	<p>表 4-8 河川氾濫における避難指示等の発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル 4】避難指示 発令基準</td> <td>           1 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合            2 水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合                (1)上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合                (2)洪水キキクルの危険度分布で「危険」(紫)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合)                (3)上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合            &lt;略&gt;         </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	概 要	【警戒レベル 4】避難指示 発令基準	1 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 2 水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (1)上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (2)洪水キキクルの危険度分布で「危険」(紫)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) (3)上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 <略>	<p>表 4-7 河川氾濫における避難指示等の発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル 4】避難指示 発令基準</td> <td>           1 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合            2 水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合                (1)上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合                (2)洪水警報の危険度分布で「危険」(紫)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合)                (3)上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合            &lt;略&gt;         </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	概 要	【警戒レベル 4】避難指示 発令基準	1 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 2 水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (1)上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (2)洪水警報の危険度分布で「危険」(紫)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) (3)上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 <略>				
種 別	概 要															
【警戒レベル 4】避難指示 発令基準	1 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 2 水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (1)上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (2)洪水キキクルの危険度分布で「危険」(紫)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) (3)上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 <略>															
種 別	概 要															
【警戒レベル 4】避難指示 発令基準	1 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 2 水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (1)上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 (2)洪水警報の危険度分布で「危険」(紫)が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) (3)上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 <略>															
6	1	479	<p>表 4-10 土砂災害における避難指示等の発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル 3】高齢者等避難 発令基準</td> <td>           1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクルの危険度分布が「警戒(赤)」となった場合            2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合         </td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル 4】避難指示 発令基準</td> <td>           1 土砂災害警戒情報が発表された場合            2 土砂キキクルの危険度分布で「危険(紫)」となった場合            3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合            4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合            5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り等)が発見された場合         </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	概 要	【警戒レベル 3】高齢者等避難 発令基準	1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクルの危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	【警戒レベル 4】避難指示 発令基準	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 土砂キキクルの危険度分布で「危険(紫)」となった場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り等)が発見された場合	<p>表 4-9 土砂災害における避難指示等の発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル 3】高齢者等避難 発令基準</td> <td>           1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合            2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合         </td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル 4】避難指示 発令基準</td> <td>           1 土砂災害警戒情報が発表された場合            2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となった場合            3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合            4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合            5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り等)が発見された場合         </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	概 要	【警戒レベル 3】高齢者等避難 発令基準	1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	【警戒レベル 4】避難指示 発令基準	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となった場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り等)が発見された場合
種 別	概 要															
【警戒レベル 3】高齢者等避難 発令基準	1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂キキクルの危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合															
【警戒レベル 4】避難指示 発令基準	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 土砂キキクルの危険度分布で「危険(紫)」となった場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り等)が発見された場合															
種 別	概 要															
【警戒レベル 3】高齢者等避難 発令基準	1 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合															
【警戒レベル 4】避難指示 発令基準	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となった場合 3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り等)が発見された場合															

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）												
6	1	480	<p>表 4-11 土砂災害に関するメッシュ情報と避難指示等の発令基準の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>土砂災害発生危険度の高まり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>土砂キキクルの危険度分布が「警戒（赤）」となった場合</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>土砂キキクルの危険度分布で「危険（紫）」又は「<u>災害切迫（黒）</u>」となった場合</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	土砂災害発生危険度の高まり	高齢者等避難	土砂キキクルの危険度分布が「警戒（赤）」となった場合	避難指示	土砂キキクルの危険度分布で「危険（紫）」又は「 <u>災害切迫（黒）</u> 」となった場合	<p>表 4-10 土砂災害に関するメッシュ情報と避難指示等の発令基準の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>土砂災害発生危険度の高まり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>土砂災害の危険度分布で「<u>非常に危険（うす紫）</u>」又は「<u>濃い紫</u>」となった場合</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	土砂災害発生危険度の高まり	高齢者等避難	土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合	避難指示	土砂災害の危険度分布で「 <u>非常に危険（うす紫）</u> 」又は「 <u>濃い紫</u> 」となった場合
種 別	土砂災害発生危険度の高まり															
高齢者等避難	土砂キキクルの危険度分布が「警戒（赤）」となった場合															
避難指示	土砂キキクルの危険度分布で「危険（紫）」又は「 <u>災害切迫（黒）</u> 」となった場合															
種 別	土砂災害発生危険度の高まり															
高齢者等避難	土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合															
避難指示	土砂災害の危険度分布で「 <u>非常に危険（うす紫）</u> 」又は「 <u>濃い紫</u> 」となった場合															
6	1	481	<p>3 警戒区域の設定</p> <p><u>警戒区域の設定については、各論Ⅰ第4部第6章第1節2を準用する。</u></p> <p>4 避難指示等の伝達</p> <p><u>避難指示等の伝達については、各論Ⅰ第4部第6章第1節3を準用する。</u></p> <p>5 避難誘導</p> <p><u>避難誘導については、各論Ⅰ第4部第6章第1節4を準用する。</u></p>	<p>3 警戒区域の設定</p> <p><u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命及び身体を守るため、特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる（災害対策基本法第63条）。</u></p> <p>4 避難指示等の伝達</p> <p><u>避難対象地域の住民に対し、あらゆる広報手段をもって伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。また、各放送局に対し、災害対策基本法第57条に基づき当該避難指示についての放送を依頼する。</u></p> <p>5 避難誘導</p> <p><u>警察、防災関係機関、地元自主防災組織等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導を行う。</u></p> <p><u>緊急時の一時避難については、行政による誘導がない場合でも、安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織単位で訓練を重ねておくものとする。</u></p> <p><u>学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、あらかじめ定めた安全な方法により児童生徒、入院患者、施設入所者等を避難誘導するものとする。</u></p>												



各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
6	2	481	<p>1 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設・運営・閉鎖</p> <p>（1）指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設・運営</p> <p>地区防災拠点本部は、避難情報発令前であっても、早期避難に備えるものとする。また、高齢者等避難の発令に伴い、あらかじめ指定した指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）を速やかに開設する。</p> <p>指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）は、あらかじめ指名された地区防災拠点本部応援職員が、災害が発生、又は発生のおそれがあるとき開設する。損壊によって住宅を失った市民が一定の期間、避難生活を送る場合は、市が指定する指定避難所を使用する。この場合、初期においては、施設管理者、地区防災拠点本部応援職員、自主防災組織等が中心となり運営するものとする。</p> <p>また、男女双方の視点を十分に配慮し、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室、休憩室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保するため、<u>避難者の個人情報は厳重に管理し、特にDVやストーカー被害の観点からも慎重に取り扱うものとする。</u></p>	<p>1 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設・運営・閉鎖</p> <p>（1）指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設・運営</p> <p>地区防災拠点本部は、避難情報発令前であっても、早期避難に備えるものとする。また、高齢者等避難の発令に伴い、あらかじめ指定した指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）を速やかに開設する。</p> <p>指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）は、あらかじめ指名された地区防災拠点本部応援職員が、災害が発生、又は発生のおそれがあるとき開設する。損壊によって住宅を失った市民が一定の期間、避難生活を送る場合は、市が指定する指定避難所を使用する。この場合、初期においては、施設管理者、地区防災拠点本部応援職員、自主防災組織等が中心となり運営するものとする。</p> <p>また、男女双方の視点を十分に配慮し、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室、休憩室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保する。</p>
6	2	482	<p>2 避難人員等の掌握</p> <p><u>避難人員等の掌握については、各論Ⅰ第4部第6章第2節2を準用する。</u></p>	<p>2 避難人員等の掌握</p> <p><u>地区防災拠点本部長は、避難場所における避難人員、要配慮者、傷病者の有無及び火災の延焼状況による安全度の確認を行うため、職員を避難場所に派遣するほか、地域内を巡回させて情報の収集と災害対策本部への報告を実施する。</u></p>
6	8	485		<p><u>市は、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、藤沢市獣医師会と連携して、動物救護活動を行う。</u></p> <p><u>なお、県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行う</u></p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<p>水害時のペット同行避難については、受け入れが可能な指定緊急避難場所に限られていることから受け入れ可能な施設を事前に周知するとともに、市内全域からのペット同行避難を受け入れ可能な指定緊急避難場所として秋葉台文化体育館を指定している。</p> <p><u>詳細は、各論Ⅰ第4部第6章第5節を準用する。</u></p>	<p><u>こととしている。</u></p> <p>水害時のペット同行避難については、受け入れが可能な指定緊急避難場所に限られていることから受け入れ可能な施設を事前に周知するとともに、市内全域からのペット同行避難を受け入れ可能な指定緊急避難場所として秋葉台文化体育館を指定している。</p>
6	10	485	<p><u>男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保については、各論Ⅰ第4部第6章第6節を準用する。</u></p>	<p><u>市は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、指定避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努める。</u></p> <p><u>市は、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室、休憩室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。</u></p> <p><u>また、男女別に限定しないトイレの設置、更衣室や入浴施設の個別利用化、相談窓口の設置など、LGBTなど性的少数者の人に配慮した対応に努める。</u></p>
9	1	488	<p><u>保健衛生活動の必要性が生じた場合は、各論Ⅰ第4部第10章第1節を準用する。</u></p>	<p><u>市は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努める。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行う。</u></p> <p><u>市は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努める。</u></p> <p><u>市は、災害による被災者のこころのケアを行うために、精神科医師をはじめ</u></p>

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
				<u>とした医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じる。また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努める。</u>
12	5	492	1 東京ガスネットワーク（株） <u>東京ガスネットワーク（株）については、各論Ⅰ第4部第14章第5節1を準用する。</u>	1 東京ガス（株） <u>（1）体制の確立</u> <u>災害が発生した場合に対処するための非常体制は次による。</u> <略>
13	1	495	<u>災害廃棄物の処理に関する基本方針については、各論Ⅰ第4部第15章第1節を準用する。</u>	<u>災害廃棄物の処理の基本方針は、次のとおりとする。</u> <略>
13	2	495	<u>災害廃棄物等処理体制の確立（情報収集・記録の開始、連絡体制の確保）については、各論Ⅰ第4部第15章第2節を準用する。</u>	<u>市は、災害発生後速やかに収集部門、ごみ処理施設、し尿処理施設及び委託業者における職員等の安否情報、参集状況及び施設の被害状況を確認する。</u> <略>
13	4	495	市は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみについて、可能な限り速やかに収集、処理を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。 <u>詳細は、各論Ⅰ第4部第15章第4節を準用する。</u>	市は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみについて、可能な限り速やかに収集、処理を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。 <略>
14	2	496	<u>海外からの支援の受入れについては、各論Ⅰ第4部第16章第2節を準用する。</u>	<u>市は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努める。</u>
15	-	497	大災害時には、被災者への衣食住等生活環境の整備、要配慮者への対応等、多様で膨大な支援が必要となる。このため、本市では、災害救援ボランティアを積極的に受け入れ、行政と連携し多様なニーズに対応するものとする。	大災害時には、被災者への衣食住等生活環境の整備、要配慮者への対応等、多様で膨大な支援が必要となる。このため、本市では、災害救援ボランティアを積極的に受け入れ、行政と連携し多様なニーズに対応するものとする。

各論Ⅱ  
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
			<u>詳細は、各論Ⅰ第4部第17章を準用する。</u>	<u>第1節 ボランティア活動支援拠点の設置</u> <u>&lt;略&gt;。</u>
18	3	501	2 被災宅地危険度判定の実施 <u>被災宅地の危険度判定の実施については、各論Ⅰ第4部第13章第1節3を準用する。</u>	2 被災宅地危険度判定の実施 <u>被災宅地の危険度判定の実施体制は、次のとおりとする。</u> <u>&lt;略&gt;</u>
21	3	511	6 帰宅困難者対策 <u>帰宅困難者対策については、各論Ⅱ第4部第20章第3節6を準用する。</u> <略> 8 被災者への情報伝達活動 <u>被災者への情報伝達活動については、各論Ⅱ第4部第20章第3節10を準用する。</u>	6 帰宅困難者対策 <u>&lt;略&gt;</u> <略> 8 被災者への情報伝達活動 <u>&lt;略&gt;</u>
22	3	514	3 帰宅困難者対策  帰宅困難者が多数発生した場合、被災者への応急対応、市外への移送手段の確保等について、県、自衛隊へ派遣要請を行う。 <u>詳細については、各論Ⅱ第4部第20章第3節6を準用する</u>	3 帰宅困難者対策 <u>市は、帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行う。</u> <u>企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内にとどまるよう努める。</u> <u>鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて地域の指定避難所を案内するものとする。</u> 帰宅困難者が多数発生した場合、被災者への応急対応、市外への移送手段の確保等について、県、自衛隊へ派遣要請を行う。

各論Ⅲ  
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和3年10月13日）
5	2	588	<p>6 県外原子力発電所の事故対策</p> <p>市は、<u>原子力発電所の事故を教訓とした対策を講じる。また、本市が大規模地震等の災害に見舞われないような、原子力災害が単独で発生した場合には、静岡県の浜岡地域原子力災害広域避難計画を踏まえて、本市に割り当てられた避難者数に応じて避難先を確保し、当該発電所の周辺市町村の住民避難に協力する。</u></p>	<p>6 県外原子力発電所の事故対策</p> <p>市は、<u>福島第一原子力発電所の事故を教訓とした対策を講じる。</u></p>